観光立国推進基本計画

平成２９年３月２８日閣議決定

この計画は、観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）第 10 条第４項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目　　次

第１　観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針
１．はじめに……1
２．基本的な方針……2
３．計画期間……5

第２　観光立国の実現に関する目標
１．前観光立国推進基本計画の目標の達成状況……6
２．観光立国の推進に関する目標……11

第３　観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
１．国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成……15
（一）国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成……15
① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保……15
② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備等……16
③ 東北の観光復興……19
（二）観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成……20
① テーマ別観光を核に据えた持続可能な観光地域の形成……20
② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発……20
③ 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発……22
④ 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発…22
⑤ 良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発……24
⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発……25
（三）観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備……30
① 国際交通機関の整備……30
② 国際交通機関に関連する施設の整備……33
③ 国内の幹線交通に係る施設の整備等……33
④ 国内の地域交通に係る施設の整備等……35
２．観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成‥37
（一）観光産業の国際競争力の強化……37
① 観光産業の国際競争力の強化……37

（二）観光の振興に寄与する人材の育成……39
① 観光地域及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実……39
② 観光事業に従事する者の知識及び能力の向上……40
③ 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進……40
３．国際観光の振興……40
（一）外国人観光旅客の来訪の促進……40
① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信……40
② 国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供……45
③ 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進……45
④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等……48
（二）国際相互交流の促進……53
① 外国政府との協力の推進……53
② 我が国と外国との間における地域間交流の促進……54
③ 青少年による国際交流の促進……54
４．観光旅行の促進のための環境の整備……56
（一）観光旅行の容易化及び円滑化……56
① 休暇の取得の促進及び観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和……56
② 旅行業務に関する取引の公正の維持等……56
③ 観光の意義に対する国民の理解の増進……56
④ 旅行のサービス内容に応じた価格設定……57
（二）観光旅行者に対する接遇の向上……57
① 接遇に関する教育の機会の提供……57
② 旅行に関連する施設の整備……57
③ 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発……57
（三）観光旅行者の利便の増進……58
① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備……58
② 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供……62

（四）観光旅行の安全の確保……62
① 国内外の観光地域における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供……62
② 観光旅行における事故の発生の防止……64
（五）新たな観光旅行の分野の開拓……66
① テーマ別観光を核に据えた持続可能な観光地域の形成……66
② その他の新たな観光需要の開拓……66
（六）観光地域における環境及び良好な景観の保全……67
① 観光地域における環境の保全……67
② 観光地域における良好な景観の保全……68
（七）観光に関する統計の整備……68

第４　観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
１．多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化……69
２．政府が一体となった施策の推進……70
３．施策の推進状況の点検と計画の見直し……71
４．地域単位の計画の策定……71
５．おわりに……71

観光立国推進基本計画
～「世界が訪れたくなる日本」を目指して～

第１　観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

１．はじめに

近年、訪日外国人旅行者数は、急速な拡大を遂げてきた。東日本大震災が発生した平成23年の訪日外国人旅行者数は、前年より３割近く落ち込み622万人であったが、その後は順調に増加し続け、平成28年には平成24年の836万人から３倍近くまで増加し、2,404万人に拡大した。また、これに伴い、平成28年の訪日外国人旅行消費額は、平成24年の１兆846億円から約3.5倍の３兆7,476億円となり、観光は、我が国の経済を支える産業へと成長しつつある。従来の訪日外国人旅行者数2,000万人の目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、平成28年３月には、内閣総理大臣を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、平成32年に訪日外国人旅行者数を4,000万人、訪日外国人旅行消費額を８兆円とし、さらには平成42年にそれぞれを6,000万人、15兆円とすること等も踏まえた、その実現のための施策を、「明日の日本を支える観光ビジョン」（以下「観光ビジョン」という。）としてとりまとめた。観光ビジョンは、観光は「地方創生」への切り札であり、GDP600兆円達成への成長戦略の柱であるとし、国を挙げて、「観光先進国」という新たな挑戦に踏み切る覚悟が必要であることを示した。

このように観光にはこれまで以上に大きな期待が寄せられているが、その一方で、我が国の観光をめぐる課題は多岐にわたる。今後、これまで以上に多くの訪日外国人旅行者を受け入れるに当たっては、更なる受入環境の整備が急務である。また、訪日外国人旅行者の訪問先は依然として東京・大阪等を巡るルートに集中しており、今後、インバウンド増加の効果を全国津々浦々に届けることが課題である。さらに、国内旅行市場に大きな成長が見られない中、地方部では厳しい状況に置かれている観光地も多い。特に、東日本大震災により甚大な被害を受けた東北地方においては、未だ震災前の水準に回復していない観光地も見られる。平成28年４月に発生した熊本地震も、九州の観光地に大きな影響を及ぼしている。このほかにも、各地で様々な災害に見舞われ、被災地の観光に影響が生じてきている。災害の多い我が国においては、今後もこうした被災地の観光復興への対応が課題となる。加えて、個人旅行の増加等旅行形態の多様化、「爆買い」とも呼ばれる訪日外国人旅行者の消費行動に代表される「モノ消費」から日本ならではの文化や自然等を体験・体感する「コト消費」への消費スタイルのシフト等、旅行者のニーズは日々変化し続けている。また、IT化の進展、ソーシャルメディアの普及等により、観光に関する情報収集の形態に劇的な変化が見られる。さらに、観光

には、他国の社会経済情勢の変化等の外的要因による影響を受けやすい面もある。このような様々な観光をめぐる状況の変化に対し、柔軟かつ的確に対応していく必要がある。

我が国は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えており、我が国に対する国際的な注目度は益々高まっている。この好機を一時の「祭り」に終わらせてはならない。そのためには、世界に向けて、我が国の魅力的なブランドイメージを強力に発信し、また、我が国の観光の持続的な発展をもたらす有形・無形のレガシーを創出するべく、同大会開催に向け、かつ、その後を見据え、政府一丸、官民一体となって取り組んでいくことが重要である。

平成 28 年には訪日外国人旅行者数 2,000 万人を達成したが、これはあくまで通過点にすぎない。今後、益々世界中で人の往来が活発化する中で、多くの人から日本が観光のデスティネーションとして選択され、そしてさらに、二度三度と訪れたくなるような「世界が訪れたくなる日本」へと飛躍するためには、更に高いレベルの観光先進国の実現に向けた取組が求められている。

こうした観光をめぐる近年の情勢の変化を踏まえ、観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）第 10 条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民経済の発展、国民生活の安定向上、及び国際相互理解の増進を図るため、ここに新たな観光立国推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとする。

２．基本的な方針

この基本計画においては、特に以下の方針に基づいて、政府を挙げて観光立国の実現に向けた施策を推進することとする。

（１）国民経済の発展　―観光が、日本経済を牽引し、地域を再生する―

この先、人口が減り、少子高齢化が進む中、我が国が目指すべきは交流人口の拡大である。観光産業の裾野は極めて広く、大きな経済波及効果を有する総合産業と言い得るものであり、そのポテンシャルは限りなく大きいと考えられる。このため、観光産業を我が国の基幹産業へと成長させていく。世界に目を向ければ、国際観光客は平成 42 年に 18 億人まで拡大すると予測される中（平成 28 年 12.3 億人。World Tourism Organization（世界観光機関。以下「UNWTO」という。）が平成 29 年１月 17 日に発表した“UNWTO World Tourism Barometer”による。）、各国でこれを奪い合う熾烈な誘致競争が繰り広げられている。この中で、国内外の人々から我が国の観光地域が選好されるよう、

付加価値が高く国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していく。

このため、時代に合わなくなった古い規制・制度を見直すとともに、観光産業に携わる人材を育成し、最先端技術も駆使して、観光産業を生産性を大切にする産業へと生まれ変わらせる。これにより、高度人材を観光産業に惹きつける。また、情報発信を高度化し、我が国の魅力を広く世界に発信し、欧米豪、富裕層やビジネス旅行者等新たな市場の開拓を進め、観光の質の向上も図る。あわせて、全ての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整える。

そして、地域においては、ビッグデータ等の情報を分析し、緻密なマーケティングを行い、国内外の旅行者の嗜好をしっかり捉えた戦略を構築し、それに基づき伝統と環境に根ざして継続的な観光まちづくりを進める。それに際しては、民間の活力を最大限活用し、その質と集客力を高めるとともに、埋もれた旅行ニーズを掘り起こす。老若男女様々な人々が手を携えて、豊富で多様な観光資源を誇りを持って磨き上げ、一丸となって個性あふれる観光地域をつくり上げるとともに、その価値を日本人にも外国人にもわかりやすく伝えていく。これによって、広く観光旅行者を呼び込み、地域の経済を潤し、再生させ、ひいては住民にとって誇りと愛着の持てる、活力にあふれた地域社会を築いていく。

（２）国際相互理解の増進　―観光が、真に開かれた国をつくる―

我が国が、国際平和の中で先人が築いた現在の地位を高め、将来にわたってその責務を果たすため、世界の人々と絆を深め、草の根から外交や安全保障を支えるだけでなく、優れた我が国のコンテンツを世界に広め、さらに、決断力や適応力が高く、国際感覚に優れた人材を育んでいくことが必要である。

このため、観光振興を通じて、日常的に訪日外国人旅行者をもてなすとともに、相互のコミュニケーションにより互いの国や地域の文化への理解を深め、全国津々浦々を舞台とした活発な異文化交流が育まれる社会を実現する。特に若い世代をはじめ、日本人も海外旅行に出かけることにより、双方向で国際交流を進める。これにより、訪日外国人旅行者とのふれあいを日常のことと考える意識の醸成が進み、日本人の世界で生き抜く力が身に付くとともに、世界に通用する素養が育まれる。旅する外国人を「おもてなしの心」で快く迎える大切さを普及する。そして、外国の人々の我が国への理解を深め、これらの人々が観光のみならずビジネス等多様な目的で我が国を訪れる機会を拡大し、さらには海外の企業・人材を惹きつける。

（３）国民生活の安定向上　―観光が、明日への活力を生む―

内向きと言われる日本社会を変えるため、旅のもたらす感動と満足感で、誰もが楽しく人生を生きる活力を生み出す。また、教育を通じて観光の価値を理解するとともに、観光により学習・社会貢献・地域交流の機会を得て家族の絆を育むことで、ワーク・ライフ・バランスを充実させ、現代人が心豊かに過ごすスパイスを与えていく。

このため、国民一人ひとりが観光の価値を学び、「仕事も」「休日も」楽しめるよう「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現する。新たなスタイルの旅を開拓し、より観光を魅力的にするとともに、高齢者や障害者等が旅行をする上での様々な障壁を取り除き、全ての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような環境を整える。そして、国民皆で観光を学び、観光に参加し、旅行者と心を通わせて観光の魅力を形づくり、観光とともに将来を歩む。

（４）災害、事故等のリスクへの備え

―安全・安心な観光の実現と東北の観光復興―

我が国は、地震、火山活動、風水害等の自然災害に多く見舞われる災害大国であり、どの地域の観光地においても、災害のリスクは常に存在する。また、災害だけでなく、テロや伝染病等様々な外的要因が、観光に影響を及ぼし得る。さらに、インバウンド増加に伴い、言語や制度に不慣れな訪日外国人旅行者が事件・事故に遭遇したり、急病やケガをしたりするケースが増加すると考えられる。

このため、普段から、災害等へのハード・ソフト両面における備えを万全なものとするとともに、災害時等において、正確な情報を国内外に迅速に発信し、旅行者の身を守り、風評被害の発生を防ぐ。そして、災害等からの復旧後において、地場に根づく観光産業が多くの人々を呼び込み、地域の復興を支える。また、訪日外国人旅行者の医療機関における受入体制の整備、保険サービスの充実等、旅行における様々なリスクに対応する。これにより、国内外の旅行者が安全・安心に観光を楽しめる環境をつくり上げる。

また、東日本大震災により甚大な被害を受けた東北地方では、全国的なインバウンド急増の流れから大きく遅れる等、依然として震災の影響が残っている。観光を通じて被災地の復興を加速化するため、風評被害を払拭し、東北地方の観光復興に向けた取組を推進する。

３．計画期間

この基本計画の期間は、より長期的な展望を視野に入れつつ、平成 29 年度から平成 32 年度までとする。

第２　観光立国の実現に関する目標

１．前観光立国推進基本計画の目標の達成状況

平成 24 年３月に閣議決定した観光立国推進基本計画（以下「前基本計画」という。）では、７つの目標と、その目標達成に資する重要な構成要素に係る指標及びその目標に含まれる重要な視点に係る指標を参考指標として掲げ、観光立国の実現に関する施策を推進してきた。以下、各目標及び参考指標の達成状況と分析結果を示す。

○観光による国内消費の拡大

	目標値	実績値					
	平成 28 年(2016 年)まで	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	平成 27 年(2015 年)
（１）国内における旅行消費額	30 兆円	22.7	21.8	21.8	22.8	21.6	24.8 兆円
【参考指標】							
① 日本人国内宿泊旅行消費額	18 兆円	15.4	14.8	15	15.4	13.9	15.8 兆円
日本人国内日帰り旅行消費額	6.5 兆円	5.1	5.0	4.4	4.8	4.5	4.6 兆円
訪日外国人旅行消費額	３兆円	1.1	0.8	1.1	1.4	2.0	3.5 兆円
② 雇用効果	539 万人分相当	418	397	399	417	394	－

日本人国内宿泊・日帰り旅行消費額は、平成 26 年には同年４月の消費税増税の影響により落ち込み、その後の平成 27 年には反動増もあり回復したものの、計画期間を通して見ると、概ね横ばいであった。一方、訪日外国人旅行消費額は、東日本大震災が発生した平成 23 年に落ち込んだものの、それ以降は急速に拡大した。これは、ビザの発給要件緩和、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、CIQ 体制の整備、訪日プロモーションの展開等の政府一体となった取組の効果が現れていること、近隣のアジアの国・地域において経済成長により個人所得が増加したことや平成 24 年末頃から円安が進行したこと等により、訪日外国人旅行者が増加したことに加え、１人当たりの旅行消費額も増加したことによるものである。雇用効果については平成 26 年までの数値を示しているが、平成 26 年は国内旅行消費額が 21.6 兆円まで減少したこともあり、目標には届かなかった※。

※ 平成 25 年は国内における旅行消費額は 22.8 兆円、雇用効果は 417 万人であった。平成 27 年は平成 25 年の旅行消費額を上回っていることから、雇用効果も平成 25 年を上回る見込みである。

○国際観光の拡大・充実

	目標値	実績値					
	平成 28 年（2016 年）まで	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	平成 27 年（2015 年）
（２）訪日外国人旅行者数	1,800 万人	861	622	836	1,036	1,341	1,974 万人
【参考指標】							
① 訪日外国人のゴールデンルート以外の地域（東京都、千葉県、大阪府、京都府以外の地域）における延べ宿泊者数	2,400 万人	1,052	720	957	1,332	1,800	2,823 万人
② 訪日外国人旅行者に占めるリピーター数	1,000 万人程度	515	401	528	672	836	1,159 万人

訪日外国人旅行者数は急速に拡大し、平成 25 年に 1,000 万人を超え、平成 27 年には 2,000 万人目前となった。この要因としては、（１）と同様に、ビザの発給要件緩和、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、CIQ 体制の整備、訪日プロモーションの展開等の政府一体となった取組の効果が現れていること、近隣のアジアの国・地域において経済成長により個人所得が増加したことや平成 24 年末頃から円安が進行したこと等が挙げられる。ゴールデンルート以外の地域に宿泊する訪日外国人旅行者も順調に増加し、平成 22 年から平成 27 年でゴールデンルートの延べ宿泊者数が約 2.1 倍であったのに対し、ゴールデンルート以外の地域では約 2.7 倍となり、ゴールデンルートを上回る伸びが見られた。リピーター数についても、韓国、台湾、香港、中国といった近隣の国・地域を中心に増加した。

	目標値		実績値				
	平成 28 年（2016 年）まで		23 年	24 年	25 年	26 年	平成 27 年（2015 年）
（３）訪日外国人の満足度	「大変満足」	45%	43.5	40.7	43.5	49.5	47.8%
	「必ず再訪したい」	60%	58.2	57.8	56.5	57.6	57.9%

観光地域や旅行サービスの質の向上を図るため、前基本計画から新たに目標として設定した。「大変満足」と回答した割合は増加し、目標値を上回った。「必ず再訪したい」と回答した割合は目標値に達していなかったものの、目標値に近い水準を維持した。

	目標値	実績値					
	平成 28 年（2016 年）まで	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	平成 27 年（2015 年）
（４）国際会議の開催件数	５割以上増（1,111 件以上）	741	598	731	588	625	634 件 アジア第３位
【参考指標】							
① 国際会議、展示会、研修等参加の訪日外国人参加者数	170 万人	102	64	162	184	195	230 万人

国際会議の開催件数は、東日本大震災の発生した平成 23 年に落ち込んだ後、震災前の平成 22 年の水準まで回復せず、UIA※1 の統計でアジア第３位となった。震災の影響に加え、アジアの主要競合国が誘致活動を積極的に行っていることから、競争が激しくなっていることも影響していると考えられる。

一方で、ICCA※1 の統計では平成 23 年以降は回復を続け、アジア第１位となっているものの、都市別に見ると、ICCA の基準においても相対的に我が国の地位が低下している状況が見られた。国際会議、展示会、研修等への訪日外国人参加者数（MICE※2 目的の訪日外国人旅行者数）は、増加が続いた。

※1 UIA（Union of International Association, 国際団体連合）の統計では１回のみ開催の国際会議も国際会議として計上しているが、ICCA（International Congress and Convention Association, 国際会議協会）の統計では３カ国以上でローテーションを組む等、会議として継続的に開催している国際会議を国際会議として計上している。

※2 MICE とは、企業会議（Meeting）、企業の報奨・研修旅行（Incentive）、国際会議（Convention）、展示会・イベント（Exhibition/Event）の総称である。

	目標値	実績値					
	平成 28 年（2016 年）まで	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	平成 27 年（2015 年）
（５）日本人の海外旅行者数	2,000 万人	1,664	1,699	1,849	1,747	1,690	1,621 万人
【参考指標】							
① 日本人の若年層※の海外旅行者数	300 万人	270	281	303	285	270	254 万人

日本人の海外旅行者数は、平成 22 年から増加を続け、平成 24 年には 1,849 万人に達したものの、平成 25 年以降は減少に転じた。この要因として、平成 24 年までは円高が続いていたために海外旅行に行きやすい環境にあったが、平成 24 年末頃から円安が進行したことに加え、平成 27 年に韓国でも感染が広まった MERS（中東呼吸器症候群）等の感染症や、世界各国でのテロ等が考えられる。若年層についても、全体と同様に為替の影響を受けていると考えられ、平成 22 年からは増加が続き、平成 24 年には 303 万人と目標

に到達したものの、平成 25 年以降は減少に転じた。平成 27 年の若年層の海外旅行者数は平成 22 年と比べて 5.9%減となり、全体の 2.6%減よりもやや減少が大きかった。

※ 若年層は 20-29 歳とする。

○国内観光の拡大・充実

	目標値	実績値					
	平成 28 年(2016 年)まで	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	平成 27 年(2015 年)
（６）日本人の国内観光旅行による１人当たりの宿泊数	年間 2.5 泊	2.09	2.08	2.14	2.25	2.06	2.27 泊
【参考指標】							
① 年間に国内宿泊観光旅行を全く行わない国民の割合	40%	45.5	46.3	45.5	43.9	46.8	46.8%
（特に若年層※の割合）	40%	41.3	43.8	48.9	42.4	39.3	40.2%
② 日本人の若年層※の国内宿泊観光旅行による１人当たりの平均宿泊数	３泊	2.54	2.42	2.45	2.54	2.47	3.18 泊
③ 三大都市圏以外の地方を主目的地とする国内旅行消費額（旅行中支出のみ）	12 兆円	10.4	10.1	10.2	10.0	9.4	10.6 兆円

日本人の国内観光旅行による１人当たりの宿泊数は、消費税増税の影響を考慮して見ると、計画期間を通してやや増加傾向にあった。一方、年間に国内宿泊観光旅行を全く行わない国民の割合については増加傾向であった。旅行消費額も概ね横ばいであることから、国内旅行市場は大きな成長は見られない状況であった。この要因としては、有給休暇の取得率が５割を下回る水準で推移しており、長期の休暇が取れない状況が続いていることや、１世帯当たり平均所得金額の減少傾向が続いていること、パック旅行や宿泊費、交通運賃の物価がやや上昇していることが考えられる。若年層については、宿泊数は増加傾向にあり、年間に旅行を実施しない割合も減少している。他方で若年層の海外旅行が減少していることから、海外から国内旅行にシフトしている可能性も考えられる。三大都市圏以外の地方を主目的地とする国内旅行消費額は、全国での国内旅行消費額と同様に計画期間を通して概ね横ばいであり、三大都市圏との比率にも変化は見られなかった。

※ 若年層は 20-29 歳とする。

	目標値		実績値		
	平成 28 年（2016 年）まで		24 年	25 年	平成 26 年（2014 年）
（７）国内観光地域の旅行者満足度	「大変満足」	25%	19.0	19.9	19.8%
	「必ず再訪したい」	25%	13.6	15.2	14.4%

観光地域や旅行サービスの質の向上を図るため、前基本計画から新たに目標として設定した。「大変満足」「必ず再訪したい」ともに全国平均で目標を大きく下回っており、地域別でも沖縄を除く全ての地域で目標を達成しなかった。旅行先の満足度に関する調査では、地域の歴史・文化を体験できるプログラムやガイドツアーが少ないことや、地域内の移動の不便さ等を不満に感じている旅行者が多く見られた。なお、本指標を把握するための調査は前基本計画策定後の平成 24 年から開始しているため、実績値は平成 24 年からの３年間となっている。平成 24 年から平成 26 年の結果は両指標とも概ね横ばいであった。

前基本計画の期間において、各目標に沿って施策を推進した結果、訪日外国人の旅行については旅行者数、消費額とも急速に拡大し、目標を上回る成果を得た。一方で、日本人の旅行に関しては概ね横ばいであり、大きな成長は見られなかった。

我が国の観光が成長戦略と地方創生の大きな柱として、平成 32 年やその先に向けて更なる飛躍をするためには、我が国の観光の質を更に向上させ、国内外の旅行者にとって魅力ある観光地となることが重要である。

２．観光立国の推進に関する目標

観光立国を推進するため、以下の７つの目標を掲げる。また、参考指標として、基本的な目標の達成に資する重要な構成要素に係る指標（若年層に係る指標等）や基本的な目標の中に含まれる重要な視点に係る指標（雇用効果、満足度等）を掲げ、基本的な目標の達成状況の確認に活用する。

○国内観光の拡大・充実

我が国の旅行消費額は、日本人の国内旅行による消費額が占める割合が高いことから、地域への経済効果、雇用創出効果※1 をより一層高めるため、国内旅行を促進することが重要である。今後、人口減少が予測される中では国内旅行が縮小していくおそれがあるが、滞在日数や国内旅行に行く回数を増やしていくことにより、国内旅行消費額の維持に努め、最近５年間の平均値（約 20 兆円）から約５%増を目指す。

また、各地域においては、旅行者が再び訪れたくなる観光地域づくりを進める。

		目標値 平成 32 年 （2020 年）まで	実績値 平成 27 年 （2015 年）
１．国内旅行消費額		21 兆円	20.4 兆円
【参考指標】	① 国内宿泊観光旅行の年間平均宿泊数	2.5 泊 （若年層３泊※2,※3）	2.27 泊 （若年層 3.18 泊※2,※3）
	② 国内宿泊観光旅行を行わない国民の割合	40%程度 （若年層※2 40%程度）	46.8% （若年層※2 40.2%）
	③ 地方部※4 における日本人延べ宿泊者数及び国内旅行消費額(旅行中支出のみ)	３億 1,000 万人泊 12 兆円	２億 9,447 万人泊 10.6 兆円

※1 平成 26 年の雇用効果は国内における旅行消費額（国内旅行消費額、海外旅行消費額の国内分、訪日外国人旅行消費額の合計）の 22.5 兆円に対して 394 万人と算出している。平成 26 年の計算方法を利用し、平成 32 年に 30.4 兆円となった場合の雇用効果を推計すると、564 万人となる。

※2 若年層は 20-29 歳とする。

※3 平成 27 年は 3.18 泊であったが、平成 23 年は 2.42 泊、平成 24 年は 2.45 泊、平成 25 年は 2.54 泊、平成 26 年は 2.47 泊であり、過去５年間の傾向を踏まえて目標値を設定している。

※4 地方部とは、三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）以外の地域をいう。

○国際観光の拡大・充実

世界の海外旅行市場は今後も成長が予測されており、この成長を我が国の活力とするため、我が国が世界の旅行者から選ばれる旅先となることが重要である。観光先進国という新たなステージへ進むため、更なる高みを目指し、訪日外国人旅行者数について平成27年の約２倍を目指す。

	目標値	実績値
	平成32年（2020年）まで	平成27年（2015年）
２．訪日外国人旅行者数	4,000万人	1,974万人

観光が我が国の経済成長へ貢献するためには、訪日外国人旅行消費額を増大させ、地域への経済効果を高めることが重要である。消費を一層拡大させるため、滞在日数を増加させること等により１人当たり単価を20万円の大台に乗せ、訪日外国人旅行消費額を平成27年の２倍超（2.3倍）とすることを目指す。

	目標値	実績値
	平成32年（2020年）まで	平成27年（2015年）
３．訪日外国人旅行消費額	８兆円	3.5兆円

訪日外国人旅行者数を今後も拡大するためには、旅行者に繰り返し日本に訪れてもらうことも必要であり、我が国の観光の魅力を高め、質の向上を図ることにより、訪日外国人旅行者の満足度を高め、リピーターを増やしていくことが重要である。平成27年時点でリピーターは全体の６割を占めているが、リピーターについても訪日外国人旅行者数全体の増加に匹敵する伸びを達成するため、平成27年の約２倍を目指す。

		目標値	実績値
		平成32年（2020年）まで	平成27年（2015年）
４．訪日外国人旅行者に占めるリピーター数		2,400万人	1,159万人
【参考指標】	① 訪日外国人旅行者の再訪意向（訪日外国人消費動向調査における各項目の回答割合）	「必ず再訪したい」、「再訪したい」の合計：現行の水準を維持※	「必ず再訪したい」、「再訪したい」の合計：93.3%

※ 訪日外国人旅行者の増加によっても我が国の観光の質を落とすことのないよう、再訪意向の水準を低下させないことを指標として設定する。

さらに、訪日外国人旅行消費の効果を全国津々浦々に届け、観光を地方創生につなげていくためには、地方部を訪れる外国人旅行者を増加させることが重要である。外国人延べ宿泊者数について、地方部の比率を高め、地方部における延べ宿泊者数を平成 27 年の約３倍とすることを目指す。

	目標値	実績値
	平成 32 年（2020 年）まで	平成 27 年（2015 年）
５．訪日外国人旅行者の地方部※1 における延べ宿泊者数	7,000 万人泊※2	2,514 万人泊

※1 地方部とは、三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）以外の地域をいう。

※2 外国人延べ宿泊者数のうち、地方部の占める割合を 50%とすることを目標としている。

訪日外国人旅行者の拡大を図るためには、観光旅行者のみならず、国際会議等の MICE 目的での訪日外国人旅行者を増やすことも重要である。また、国際会議の開催は開催地に大きな経済効果をもたらすのみならず、ビジネス・イノベーションの創出や都市のブランド力向上も期待されることから、国際会議の誘致をめぐって各国での国際競争が激しくなっている。このような中で、我が国における国際会議の開催件数は、現在、アジア主要国で最大となっているが、アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合を現在より高めることにより、アジア最大の開催国の地位を維持するとともに、より強固なものとすることを目指す。

		目標値	実績値
		平成 32 年（2020 年）まで	平成 27 年（2015 年）
６．アジア主要国※1 における国際会議の開催件数※2 に占める割合		アジア最大の開催国（３割以上）	26.1%
【参考指標】	① MICE 等のビジネス目的※3 の訪日外国人旅行者数	650 万人	403 万人

※1 アジア主要国とは、日本、中国、韓国、オーストラリア、シンガポールの５カ国をいう。

※2 ICCA の統計による。

※3 前基本計画で対象としていた「国際会議」、「展示会」、「研修」、「インセンティブツアー」、「イベント」、「社内会議」目的の訪日外国人旅行者に加え、「その他ビジネス」目的の訪日外国人旅行者も対象とする。

○国際相互交流の推進

日本人の海外旅行の促進は、国際観光の向上のみならず、諸外国との双方向の交流拡大を通じてインバウンドの拡大にも貢献し得ることから、国民が海外旅行に出かけやすい環境を整え、国際相互交流の推進を図る必要がある。

		目標値	実績値
		平成 32 年（2020 年）まで	平成 27 年（2015 年）
７．日本人の海外旅行者数		2,000 万人	1,621 万人
【参考指標】	① 日本人の若年層※の海外旅行者数	350 万人	254 万人

※ 若年層は 20-29 歳とする。

第３　観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

１．国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成

（一）国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成

①　地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保

ア　国内外から選好される魅力ある観光地域づくり

国内外からの観光旅行者の地方への流れを戦略的に創出し、観光による地方創生を実現していくためには、観光に関する各種データの継続的な収集・分析、明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、KPI の設定等により、地域ならではの景観形成、「食」や体験型コンテンツの提供、宿泊施設やガイドの質の向上、歴史的資源・自然環境の保全・活用、二次交通の充実、人材の育成等を総合的にマネジメントし、各地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくりに取り組むことが重要である。

そのため、官民を交えた多様な地域の関係者の合意形成の下、観光振興を戦略的に推進する専門組織である日本版 DMO(Destination Management/Marketing Organization)を形成・育成していくことが急務であり、平成 32 年までに世界水準 DMO を 100 組織形成するため、情報支援・人材支援・財政金融支援を実施していく。

情報支援については、観光地域のマネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」行うためのクラウドを活用したツールを開発・提供することにより、戦略的なマーケティングの導入促進や日本版 DMO 間の連携促進を図る。

人材支援については、国内及び海外の先進的な事例を参考にして、DMO 的手法で観光地経営をするための人材を育成するプログラムを策定し、研修を実施することにより、各地域での DMO の設立、運営の強化を図る。また、専門的な知識を有するマーケッターの地域とのマッチングから、実際の地域派遣まで、一貫して支援する。

財政金融支援については、地方創生推進交付金等により、KPI の設定と PDCA サイクルの実施の下、地域経済全体の活性化につながる専門組織としての日本版 DMO の確立に向け、組織の立ち上げから自律的な運営まで、安定的かつ継続的に支援する。また、官民ファンド、関係機関、広域連携 DMO 等が連携・参画する枠組みを案件に応じて設置し、規制改革に関する働きかけを行うとともに、民間による１兆円規模の事業に対する支援を検討する。

また、観光圏に認定された地域においては、地域の特性を最大限に生かした観光地域づくりを行うため、ブランドコンセプトを明確にした戦略的な計画の策定を支援し、着実な取組を図っていく。

こうした取組に加え、関係省庁、(独) 国際観光振興機構 (JNTO。以下「日

本政府観光局」という。）等の政府関係機関における緊密な連携・協働を図り、さらに、地方公共団体、（公社）日本観光振興協会等の観光・交通関係団体等とも一体となって、総合的かつ計画的に施策を推進することで、魅力ある観光地域づくりを推進する。

イ　観光資源等を活用した地域高度化計画策定の促進

地域の観光・集客サービス産業について、地方公共団体や日本版 DMO 候補法人、観光関連事業者等の幅広い関係者の参画を得て、観光旅行者のニーズや地域の観光資源の特性を踏まえ、観光地におけるビジネスモデルを含んだ高度化計画の策定を促進する。

ウ　広域観光周遊ルートの世界水準への改善

外国人旅行者を地方へ誘客するための広域観光周遊ルートの形成を促進するため、地域の協議会等が行う具体的なモデルコースの策定や、地域の観光資源を生かした滞在コンテンツの充実等の取組を支援する。

さらに、広域観光周遊ルートの一層の磨き上げを図るため、専門家を派遣し、これまで地域内部では気付かれていなかった魅力・課題の発見及び施策の提案等の助言を行うとともに、地域の関係者のスキル向上を支援し、地域の取組を促進する。また、訪日外国人旅行者の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データを整備することにより、戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに資する基礎データとしての活用を促進する。

エ　シェアリングエコノミーサービスを活用した地域の観光振興

地方公共団体が管理する公共の遊休資産の有効活用、市民が紹介する地域ならではの体験を基にした新たな観光コンテンツの開発支援、民泊サービスのルール整備等、シェアリングエコノミーサービスを活用した地域の観光振興を行う。

オ　国家戦略特区制度等の活用

国家戦略特区制度、総合特区制度、構造改革特区制度、地域再生制度、「環境未来都市」構想及び中心市街地活性化制度を活用して、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地域づくりや観光資源の活用に資する取組を支援する。

② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備等

ア　ホテル・旅館の振興

訪日外国人旅行者の増加への受入体制を整備するために、宿泊業については、施設整備・再生・改修の支援、海外からの投資環境の整備のほか、公平性・中立性に配慮した、民間による宿泊施設の評価制度の活用を含めた情報表示の徹底等、多様なサービスの提供を促進する。また、ICT 化や自動化、業務運営体制の見直し（マルチタスク化、泊食分離、所有と経営の分離等）、意欲ある事業者の取組の支援を進め、宿泊業の生産性と国際競争力を高める。

また、訪日外国人旅行者の増加に伴う宿泊施設不足の早急な解消を図るとともに、日本ならではの宿泊体験を提供する宿泊施設や質の高いサービスを提供する宿泊施設等多様なニーズに合わせた宿泊施設を、地方を含めた全国各地で提供することにより、滞在期間の長期化を促し、消費の拡大を図ることが必要である。このため、官民ファンド、関係機関等からのまちづくりと一体となった投融資及びノウハウ支援等により、旅館等に対する投資の促進を図る。また、クラウド等を活用した空室情報の提供体制強化の支援により、旅館等の空室の有効活用を図る。さらに、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用を促進するほか、共同型都市再構築業務による金融支援や、古民家を宿泊施設にリノベーションする事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドを通じて、宿泊施設整備を促進する。

イ　観光振興等に資する社会資本整備等の観光振興等への配慮

観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を強化する。

ウ　観光振興等に資する地域づくり・街並み整備

観光振興等に資する地域づくり・街並みの整備を推進するため、広域的地域活性化基盤整備計画や都市再生整備計画に基づく事業の支援等を行うとともに、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行う街なみ環境整備事業を推進する。

あわせて、地域の観光拠点、賑わい拠点等となる都市公園の整備、運営等を効率的・効果的に推進するため、民間事業者による公園施設の整備、運営等をより一層推進するための仕組みを整備する。

エ　民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

駅周辺をはじめとした中心市街地等において、市街地再開発事業により地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備を行い、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図る。

国家戦略特区においては、都市計画決定等のワンストップ特例の活用により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なMICE施設等をスピーディーに整備する。

近年のインバウンド需要の拡大に対応するため、都市公園の占用特例による観光案内所等の設置や、拠点駅及び周辺における統一的な案内サイン・バリアフリー化等の整備等による観光地の回遊性確保、地方公共団体による観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組、容積率緩和制度も活用した民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備を促進する。加えて、公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用の弾力化の推進や、グローバル企業のビジネス活動を支える会議場施設等の整備への重点支援、民間まちづくり活動の担い手が自立的かつ継続的に活動できる環境の整備等、民間のまちづくり活動、都市開発の促進により一体的にまちを再生・活性化する。

オ　景観等に配慮した道路整備の推進

道路は周辺と一体となって景観を形成していることを鑑み、住民と連携しつつ周辺景観と調和した防護柵の設置や道路緑化、歩道緑化等の景観に配慮した道路整備を推進する。また、道路の防災性向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等の観点から、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等と連携し、PFI手法の活用や低コスト手法の導入等により引き続き無電柱化を推進する。

カ　観光振興に資する道路空間の有効活用等

道路空間の再編による歩道の拡幅、自転車通路空間の確保等により道路空間の利便性や快適性の向上を図り、地域の観光資源を生かした賑わいの場を創出する。また、道路協力団体等、道路空間を利活用する団体との連携を推進する。

道路占用許可において道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合に許可をする余地要件の基準について、道路管理者による弾力的な運用や、その基準を適用しない国家戦略特区の特例を活用して、地域団体等が道路を活用したイベントの開催時におけるオープンカフェの設置等により、観光振興に資する道路空間の有効活用等を図る。

キ　河川空間の保全・活用のための取組

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援することで、川を活用した賑わい

のある水辺空間を創出する、「かわまちづくり」を推進する。

ク　観光地域における案内表示の整備等情報提供の充実

公共交通機関、美術館・博物館、観光地等の外国人目線に立った多言語対応を強化・改善するため、多言語対応ガイドラインの普及を促進するとともに、多言語による案内表示等の整備を推進する。

また、携帯型端末等を活用した、多言語や視覚情報による移動支援等 ICT を活用した歩行者移動支援サービスの普及等を推進する。

ケ　IR に係る法制上の措置

統合型リゾート（以下「IR」という。）については、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号）に基づき、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等に関する国会での審議や IR に関する国民的な議論を踏まえ、必要な法制上の措置について検討を進める。

③　東北の観光復興

訪日外国人旅行者が全国的に急増する中、東北の外国人延べ宿泊者数については、平成 27 年にようやく東日本大震災前の水準を回復したところであることから、風評被害を払拭し、全国的な訪日外国人旅行者急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化することが重要である。

このため、東北においては、「観光先進地・東北」を目指し、平成 32 年までに東北６県の外国人延べ宿泊者数を 150 万人泊とすることに向けて、平成 32 年度末までに 2,000 人規模の海外の旅行会社関係者等を招請するとともに、東北観光復興対策交付金により、訪日外国人旅行者を呼び込むために地域が行う、海外の教育旅行関係者の招へい等による震災復興等のスタディツアーの実施も含めた観光資源の磨き上げ、交通フリーパスの改善や多言語案内表示板の設置等の受入環境整備等を支援する。また、全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして東北プロモーションを実施する。加えて、広域観光周遊ルートの形成に向けた地域の取組の支援や、旅館の再生・活性化等の取組を実施する。また、東北観光の拠点として、仙台市及び仙台空港を含む周辺エリアを「復興観光拠点都市圏」とし、重点的な支援を実施するとともに、その成功モデルの東北の各都市への横展開を図る。あわせて、官と民が連携し、交流人口の拡大を図るため、民間の新たなビジネスモデルの立ち上げを支援し、観光地としての東北の持続的な成長につなげる。

さらに、福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、交流や風評払拭のイベントの開催等による国内プロモーションや PTA 等に対するフ

ァムトリップを通じた防災学習も含めた教育旅行再生事業等を実施する。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、復興を成し遂げつつある被災地の姿を世界に発信するため、被災地を駆け抜ける聖火リレーやホストタウンでの選手との交流等を実現するための取組を進める。

関係省庁及び地方公共団体、東北観光推進機構等との連携を強化しつつ、こうした取組を通じ、東北地方の観光復興を加速化する。

（二）観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成

① テーマ別観光を核に据えた持続可能な観光地域の形成

地域が魅力ある観光地域を形成し、持続可能な地域経営を行うためには、日本各地に所在する豊富な観光資源を効果的に活用することが重要である。

具体的には、映画等のロケ地や酒蔵等、共通の観光テーマにより観光振興を図る地域のネットワーク化を促進し、国内外への共同プロモーション等を行うことにより、特定のテーマに関心の高い旅行者に対してより魅力的な旅行を訴求するとともに、共通のテーマを有する複数地域への来訪需要を創出する。

② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発

ア 文化財等の保存・活用

文化財は、我が国の歴史や文化の正しい理解のために欠かせないものであるとともに、将来の文化の向上・発展を期す上で基礎となるものである。また、我が国の「たから」である文化財は、観光振興に欠かせない資源である。このため、文化財を、災害や衰退の危機から保護し確実に次世代に継承する。

また、国家戦略特区において、地方公共団体の条例に基づき選定される古民家等の歴史的建築物について、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）における施設基準の一部適用除外により宿泊施設として活用する等、積極的に公開・活用していく。

イ 文化財を中核とした観光拠点の整備

文化財の観光資源としての開花を図るため、「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」に基づき施策を推進する。文化財を中核とする観光拠点を 200 拠点程度整備するため、文化財の適切な保存を基盤とし、文化財単体としての整備のみならず、地域の文化財を一体とした面的整備やわかりやすい多言語解説の整備等の取組を平成 32 年までに 1,000 事業程度実施し、日本遺産の認定や歴史文化基本構想の策定支援等の取組を加速する。

ウ 文化財の観光資源としての魅力向上

文化財を中核とした観光拠点整備を推進するに当たっては、文化財の観光資源としての質の向上が不可欠である。このような観点から、観光旅行者が文化財の魅力を十分に感じられるよう、文化財の適切な周期による修理・整備や美装化への支援を行う。加えて、訪日外国人旅行者を含め、全ての人が文化資源を中核とした観光を楽しめるよう、わかりやすい解説や多言語化への支援にも取り組む。さらに、歴史的資源を活用したまちづくりへの支援として、文化財の宿泊施設やユニークベニュー等への活用を推進するほか、美術館・博物館等の文化施設において、夜間開館をはじめ、観光活用を促進する取組に対し支援する。

また、文化財を活用した観光の充実を図るため、文化財の活用への支援に際して観光旅行者数を考慮するほか、修理現場の公開や修理機会を捉えた解説整備への支援にも引き続き取り組む。

エ　博物館・美術館等をはじめとする文化施設の充実

美術館・博物館については、資料の収集・保管・展示や調査研究等の機能の向上を支援するとともに、観光旅行者やビジネスパーソン等に夜の魅力ある過ごし方を提供する観点から、夜間開館を推進する。また、観光拠点として魅力ある美術館・博物館づくりを進めるため、参加・体験型教育型プログラムをはじめとする質の高い催しの充実や適切な多言語対応・通信環境の整備等を通して、国内外の訪問者が言語・年齢・障害の有無に関係なく芸術鑑賞・創造活動ができる環境の構築に取り組む。

オ　魅力ある公的施設の公開・開放

我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設の公開・開放を行い、日本の「粋」が尽くされた日本ならではの空間を世界に発信する。

具体的には、赤坂や京都の迎賓館について、接遇等に支障のない範囲で、通年での一般公開を実施するとともに、ユニークベニューとしての活用を図る「特別開館」を実施し、観光の呼び水とする。また、皇居をはじめとする皇室関連施設等その他の公的施設についても、観光資源として価値のあるものについて、積極的に公開を行い、引き続き公的施設の更なる公開・開放の検討を行う。

カ　世界遺産の推薦及び保存・活用

世界遺産への文化遺産の登録は、国民の文化財に対する理解促進や、文化財の次世代への継承に資するのみならず、我が国の文化の魅力を世界に発信し、インバウンドを推進する上でも意義深い。

このような世界に誇る我が国の文化財について、引き続き登録に向けた推薦を行う。

また、登録された文化遺産については、観光旅行者の急増に対応した適切な保存の取組だけでなく、世界遺産のブランド力等を活用した地域活性化の取組に対しても支援を行う。

キ　ナショナルトラスト運動の推進

国民的財産として後世に継承すべき産業・文化遺産や自然等の観光資源を保存・活用するため、現在、（公財）日本ナショナルトラスト、（公社）日本ナショナル・トラスト協会、全国近代化遺産活用連絡協議会等の全国団体や地域の団体等が全国各地でナショナルトラスト運動を展開している。こうした民間レベルの運動は、政府や地方公共団体の取組を補完するとともに、観光資源を大切に守る意識を醸成するものであり、地域の人々や企業の資金協力も含めた参加を得て、適切な保全策を講じつつ、公開や利用に力点を置いた活動を奨励する。

また、自然環境に係るナショナルトラスト活動の一層の促進のため、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 85 号）（地域自然資産法）に関する国民の理解を促進し、地域主体の取組を推進する。

③　歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

ア　歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

重要な観光資源である古都をはじめとする歴史的風土の消失・質的低下を防止し、適切な保存・活用を図るほか、都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する。

さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、文部科学省、農林水産省、国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。

イ　古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり

地域に残る古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組を平成 32 年までに全国 200 地域で展開するため、意欲のある地域からの相談・要望に対して官民が連携して一元的に対応することにより、取組の円滑化及び高度化を図り、地域再生につなげる。

④　優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発

ア　優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進

優れた自然の風景地には、森林、河川、湖沼、山地、海岸、サンゴ礁等、

我が国の豊かで貴重な自然環境が多く含まれている。これらは重要な観光資源でもあることから、その保全を図るとともに、適正に利用される必要がある。

このため、自然保護思想の普及や自然公園、国有林における保護林、世界自然遺産の保護管理を推進すること等により、自然環境・生態系の保全及び野生生物の保護・管理に取り組むとともに、こうした自然観光資源や明瞭な四季、雪、流氷等の国内外の人々を魅了する我が国固有の美しい自然を生かし、地域住民等と行政が連携することにより、観光地域としても魅力的な地域づくりを推進する。

また、大都市圏においても、関係機関が連携したまとまりのある自然環境の保全・再生・創出の取組を推進することで、地域住民だけでなく広く圏域住民の交流を推進する。

さらに、多様な主体による協働の下、道を舞台に景観・自然・歴史・文化等の地域資源を生かした美しい国土景観の形成を図る運動（日本風景街道等）を促し、人々の交流の拡大等を通じて、地域活性化や観光振興を推進する。

イ　国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」とすることを目的として、関係省庁や関係地方公共団体との連携の下、国立公園満喫プロジェクトを推進し、平成 27 年に 490 万人であった国立公園への訪日外国人旅行者数を平成 32 年までに 1,000 万人に増やすことを目指す。まずは、平成 28 年度に先行的、集中的に取り組む８つの国立公園を選定し、各公園において「国立公園ステップアッププログラム 2020」を策定しており、上記目的達成に向け、各種取組を計画的、集中的に実施する。具体的には、保護すべき区域と観光に活用する区間を明確化した上で、自然の魅力を最大限に引き出すとともに、大自然の中に身を置き、体感できるよう、関係省庁と連携しつつ、優先的に取り組む地域を中心に、上質な宿泊・滞在施設の誘致や利用環境の整備、エリア内の景観デザインの統一等の景観の改善、ツアー・プログラムの開発等のアクティビティの充実、質の高いガイドの育成、ビジターセンターにおける民間のツアーデスク設置等の新たなサービスの提供、利用者負担の仕組みの導入、訪日外国人旅行者に向けた情報提供等により、守るべき自然を守りつつ、公園区域内の利用の拡大を図る。また、国内外に向けて関係省庁や民間企業の協力を得ながら、ウェブサイト、SNS 等様々な媒体により、国立公園の魅力を発信する。

ウ　滞在型農山漁村の確立・形成

農泊ビジネスの現場実施体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発

や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援を行うとともに、関係省庁と連携して、優良地域の国内外へのプロモーションの強化を図り、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成 32 年までに 500 地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。

また、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を毎年約 20 地域認定し、全国へ発信する取組（「ディスカバー農山漁村の宝」）により、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図る。

このほか、訪日外国人旅行者等が購入した農畜産物を動植物検疫を経て円滑に持ち出すことができるよう、多言語リーフレットの作成・配布、主要空港等への輸出検疫カウンターの設置、検疫手続の更なる円滑化の仕組みの検討及び当該仕組みの普及・啓発等を通じ、動植物検疫体制の整備を推進する。

⑤　良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発

国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成のためには、観光交流人口の拡大を生む地域固有の資源である良好な景観形成を図ることが重要な課題となることから、観光サイン等のデザインの統一化等による広域的な景観形成を推進するとともに、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上のため、目に見える形での景観形成を促進する景観まちづくり刷新モデル地区を指定し重点支援する。また、重要文化的景観の選定を行うとともに、重要文化的景観の構成要素となる物件の修理・修景等、保存・活用のために必要な措置に対し支援する。加えて、国営公園等の魅力的な景観等の観光資源を活用するための環境整備や利用促進等の取組を推進する。

さらに、主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）において景観計画の策定を促進し、地域の魅力を増進、創出するため、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。

また、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、歴史的建造物の修理、無電柱化等を通じて、良好な景観を形成するとともに地域固有の観光資源である歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを進める。

これらに加え、屋外広告物の安全対策や違反広告物の是正対策を推進するため、地方公共団体と関係団体等の連携強化を促す。また、市民、企業等とも

協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する。

⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発

ア 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び大会後のレガシー創出に向けた文化プログラムの推進

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び大会後のレガシー創出に向けて、全国津々浦々で文化プログラムを実施し、文化芸術振興をより一層充実させるとともに、食文化等の生活文化を含めた多様かつ幅広い日本文化の魅力について、ポータルサイト等を通じて国内外に効果的に発信することにより、持続的な観光振興に貢献する。その際、全国で文化芸術の創造活動促進や活用等を芸術団体と産学官が連携して行うためのプラットフォームの形成に取り組むほか、文化財と芸術等の文化芸術資源の一体的活用についても推進する。また、各種の芸術創造・鑑賞活動に、障害の有無にかかわらずあらゆる人々が参加できる場を設けることにより共生社会の実現を目指すとともに、観光交流の拡大を図る。

また、文化庁の移転を契機に、地方創生や生活文化の振興等、新たな政策ニーズに対応するための機能を強化し、観光、産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な関連分野との連携の強化等を図る。

イ 文化資源を活用した観光を推進する人材の育成

文化資源を活用した観光振興を図るため、文化それ自体を担う芸術家や伝統芸能の継承者を、将来を見据えて育成するとともに、文化財担当者等に対する観光振興に関する講座等の充実や、芸術を観光等に活用するプロデューサーやアートマネジメント人材の育成に取り組む。

ウ 舞台芸術の振興、情報発信等

歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩し得る高い水準のオペラ、バレエ、演劇、オーケストラ等の現代舞台芸術は観光資源となり得るものであり、これを広く国民に提供するため、国立劇場、新国立劇場や地域の劇場・音楽ホール及びトップレベルの芸術団体における創造発信等を推進する。

エ メディア芸術の振興

マンガ、アニメーション、映画、メディアアート等のメディア芸術は、広く国民に親しまれているだけでなく、海外でも高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。また、観光旅行者の訪問がアニメーション作品の舞

台となった地域の活性化にもつながる等、地方創生に対する機運も高まっている。このため、我が国の優れたメディア芸術を国内外へ発信するとともに、メディア芸術を担う人材の育成も推進する。

オ　国際的な芸術祭の活用

全国各地で開催される国際的な芸術祭は、大きな集客効果や経済効果を見込むことができ、各地の魅力づくりにもつながるものである。このため、創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な地域からの参加等により、国際的に大きな影響力を有する芸術祭の活用を推進する。

カ　地域の伝統芸能等の活用

（一財）地域伝統芸能活用センターによる「地域伝統芸能全国フェスティバル」の開催等を通じて地域に伝承されてきた伝統芸能や伝統行事を発信することにより、地域の伝統芸能等の魅力を活用した文化観光を推進する。

地域における観光振興を図るに当たっては、有形の文化財のみならず、無形の文化財の活用も重要である。こうした認識の下、引き続き、我が国が誇る能や歌舞伎等の伝統芸能や地域の祭り等の保存・活用を支援する。これにより、地域の無形文化財の後世への継承に取り組みつつ、観光振興による地域活性化も図る。

キ　外国人富裕層向けの和のコンテンツの情報発信

口コミ等の限定された情報を重視する、欧米豪を中心とした外国人富裕層を誘致するため、欧米豪の有力なオピニオンリーダー等に特別な日本体験をしてもらい、その映像を海外のキー局で強力に発信するとともに、富裕層専門メディアや旅行会社を日本各地に年間 100 人招請してストーリー性のある日本の伝統・文化を発信することに加え、ターゲットに刺さる日本向けツアーの造成を促進する。

ク　地域振興に資する観光を通じたインフラの活用

インフラを観光資源として積極的に公開・開放する取組の充実を図る。そのために、案内体制の確保や安全対策等の受入環境を改善する方策や、地域や民間団体等がインフラをツアーに活用するためのビジネスモデルを検討し、全国に展開していく。

ケ　産業観光の推進

産業観光とは、歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うものである。このため、地域における産業観光資源を巡るツアーの造成や遺構の

優れた価値の普及等の取組のほか、全国レベルでも産業観光推進懇談会や全国産業観光推進協議会において、これらの取組を推進する活動が行われている。

今後、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携等、個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくり等の新たな観光・集客サービスの開発を支援する動きを一段と加速する。また、(独) 日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）等と連携し、国内産業観光施設の PR、海外からのメディア・有識者招へい等を通じて地域の産業・観光資源を海外へ効果的に発信する。

コ　スポーツツーリズムの推進

スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツを掛け合せた観光を楽しむスポーツツーリズムは、国内旅行需要の喚起やゴルフ、スキー等スポーツへの志向性の高い外国人旅行者の訪日促進に寄与するものである。今後、国内外からの交流人口を一層拡大するためには、地域性の高い魅力あるスポーツ観光資源の創出と、スポーツツーリズムの需要喚起・定着化が必要と考えられる。

これからの数年間はラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした国際的メガスポーツイベントが国内で多数開催されることからも、合宿・キャンプの誘致等や大会観戦者の国内周遊促進、さらにリピーター化促進も重要となる。

このため、地域スポーツコミッションの設立を促し、スポーツ観光資源の開発や、イベント開催、大会・キャンプ等の誘致等の活動に対し支援を行うとともに、関連する産業界とも連携・協働したスポーツツーリズムの魅力訴求により、国民全体の需要を喚起し、定着化を図る。また、スポーツ庁・文化庁・観光庁が連携し、スポーツと文化芸術が融合した体験型観光素材の創出を図る。

さらに、文化体験等を通じて地域の魅力を体験するスポーツツーリズム等の各種の滞在プランの造成を促し、海外に発信するよう取り組む。

また、国内外の旅行者が減少する冬期の観光振興のため、スノーリゾート・スノースポーツの魅力向上や国内外への情報発信等に取り組む。

サ　離島地域等における観光振興

離島地域においては、交流人口拡大による自立的発展を促進する観点から、地理的・自然的特性を生かしつつ、産業等の振興や観光開発につながる体験滞在等を通じて、国内外との交流を促進する。特に、特定有人国境離島地域は、我が国の領海等の保全等に関する活動拠点としての機能を維持する観点から、継続的な居住が可能となる環境の整備を図る必要がある。この

ため、地域の魅力の掘り起し・商品化や現地観光サービスの担い手の育成等の滞在型観光の促進に係る取組を支援し、観光業での雇用の創出・拡大を促進する。

半島地域においては、優れた自然景観と多様な資源に恵まれるとともに、海を通じた交易・交流の拠点として栄えてきた歴史を持つことから、これらの独自の自然・文化資源を活用し、魅力ある広域的な観光ルートの形成、体験滞在型余暇活動の促進等を図る。

豪雪地帯においては、雪国の多様で豊かな自然環境、生活文化等各種観光資源の発掘・再評価を行うとともに、雪国の特性を生かした観光・レクリエーションの振興等による多様な交流を促進する。

北方領土隣接地域においては、旅行者拡大が国民への北方領土問題の啓発に寄与する観点も踏まえ、北方領土に隣接する地域特性を生かしつつ、恵まれた自然環境等の豊富な資源を生かした新たな観光メニュー創造に向けた取組等を推進し、領土教育をはじめとする多様な交流を促進する。

シ　マリンレジャーを活用した地域観光の振興等

ボートパークの整備等による収容保管能力の向上と放置等禁止区域の指定拡充等の規制措置を両輪としてプレジャーボートを円滑に収容し、公共水域の適正な利用促進を図るほか、マリンレジャーの拠点であり、周辺地域の観光情報発信の機能も備える「海の駅」の設置支援及びネットワーク化を図るとともに、「海の駅」を活用して地域の特性を生かしたイベントの開催や、多様なマリンレジャーの体験機会の提供を推進する。

ス　水辺における環境学習・自然体験活動の推進等

水辺に近づきやすくする河岸を整備するとともに、学習プログラムの紹介等の水辺での活動に対する支援を行い、身近な水辺における環境学習・自然体験活動を推進する。また、みなとの良好な自然環境を活用し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体や NPO 等による自然体験・環境教育プログラム等の開催の場ともなる緑地・干潟等の整備を行うとともに、既存ストックの利活用を促進する。

セ　農山漁村の地域資源の活用支援

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づく総合化事業計画の認定や、６次産業化ネットワーク活動交付金による新商品開発や販路開拓、加工・販売施設等の整備への支援、農林漁業成長産業化ファンドによる出資、国家戦略特区における農家レストランの特例の活用等により「農山漁村の６次産業化」の取組を推進する。

また、グリーン・ツーリズムの普及拡大を図るため、良好な景観や歴史的風土に恵まれた農山漁村において、都市との交流の取組の中心となる人材の育成を支援するとともに、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市と農山漁村の出会いの場の設定、小学生の農山漁村における宿泊体験活動、都市住民等の多様な主体によるボランティア活動、交流拠点施設等の整備を推進する。

さらに、世界農業遺産及び日本農業遺産への認定を、農林水産物のブランド化や観光振興等へ活用し、農山漁村地域の振興を図るとともに、地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例として「ディスカバー農山漁村の宝」を毎年約 20 地域認定し、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図る。

これらの取組を踏まえつつ、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成 32 年までに 500 地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。

このほか、訪日外国人旅行者等が購入した農畜産物を動植物検疫を経て円滑に持ち出すことができるよう、動植物検疫体制の整備を推進する。

ソ　大都市における観光の推進

大都市の観光は国際的に大きく注目されており、我が国の大都市も観光のポテンシャルが極めて高いことから、その底上げを図ることが必要である。このため、関係者間の連携を強化し、例えば、伝統芸能の芝居やコンサート等のスタート時間の後ろ倒しや、居酒屋等の飲食店のインバウンド対応等、大都市ならではの観光資源の更なる活用、外国人旅行者の受入環境の充実、積極的なプロモーション等の取組を一層促進する。

タ　エコツーリズムの推進

エコツーリズムとは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、それら資源の保護に配慮しつつふれあい、これに関する知識及び理解を深める活動であり、自然観光資源の適切な利用を促進し、新たな観光需要を掘り起こすとともに、持続可能な観光のあり方として重要なものである。

これを推進するため、エコツーリズム推進法（平成 19 年法律第 105 号）に基づき、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理、広報活動等のほか、地域協議会に対する技術的助言等を実施する。

チ　ヘルスツーリズムの推進

ヘルスツーリズムとは、自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持す

る新しい観光形態であり、医療に近いものからレジャーに近いものまで様々なものが含まれる。長期滞在型観光にもつながるツーリズムであり、地域や民間とも連携して取組を進める。

ツ　温泉の保護並びに可燃性天然ガスによる災害の防止及び適正な利用の確保

温泉は、古くから国民の療養、保養及び休養等に広く利用されてきている貴重な自然資源であり国内のみならず国際的にも関心が高い観光資源であるが、拡大する温泉利用による資源枯渇のおそれや温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害のおそれがあることから、大自然の恵みである温泉を将来世代に引き継ぐため、温泉の保護対策及び可燃性天然ガスによる災害の防止対策の充実を図るための調査研究等を推進する。

また、多様化する国民のニーズに対応するため、利用者が好みの温泉の種類や温泉地を容易に選択できるよう、温泉の成因等の科学的な情報を発信するとともに、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり、育むための施策を展開する。

テ　国家戦略特区制度等の活用【施策１．（一）①オ　再掲】

（三）観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

①　国際交通機関の整備

ア　国際拠点空港等の整備等

訪日外国人旅行者の増加による内需拡大・雇用増を通じて日本経済の活性化に資するためには、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要である。

首都圏空港においては、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催、さらにはその先を見据え、首都圏の国際競争力の強化、増加する訪日外国人旅行者の受入れ、地方創生等の観点から、首都圏空港の機能強化に取り組む。

特に、観光ビジョンで掲げた平成 32 年の訪日外国人旅行者数 4,000 万人、平成 42 年の 6,000 万人の目標達成に向けては、約４割の訪日外国人旅行者の玄関口となっている首都圏空港の機能強化が必要不可欠である。

具体的には、羽田空港については、現在の年間発着容量は 44.7 万回、そのうち国際線の発着枠は９万回となっており、18 カ国・地域の 32 都市との間で国際線が就航している。今後、地元の理解を得て、飛行経路の見直し等に必要となる航空保安施設や誘導路等の整備、環境対策を着実に進め、平成 32 年までに空港処理能力を約４万回拡大し、国際線の増便を図る。拡大される約４万回の発着容量は、観光ビジョンで掲げた訪日外国人旅行者数の

目標達成を戦略的に進めるために重要な路線や、我が国の国際競争力の強化に資する日本発の直行需要の高い路線に活用することを主眼とする。

成田空港については、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、平成32年までに空港処理能力を約４万回拡大するため、高速離脱誘導路の整備等に取り組むとともに、第３滑走路の整備や、夜間飛行制限の緩和等について、地域住民への説明を進める等、平成32年以降も見据えた更なる機能強化に向けて取り組む。

首都圏におけるビジネスジェットの乗り入れについては、スポットの増設等による駐機可能数の増加や羽田・成田両空港の連携推進等、更なる受入環境改善の検討を進める。

関西空港については、平成28年４月よりコンセッションを実施し、新たな運営権者による運営が開始されたところであり、今後は運営権者がそのノウハウを最大限に活用すること等により、国際拠点空港としての再生・強化が図られるよう、新関西国際空港株式会社への監督等を通じて適切に対処していく。

中部空港については、事業実施主体である中部国際空港株式会社と連携し、LCC専用旅客ターミナルを整備することにより、訪日外国人旅行者の受入体制を強化する。

訪日外国人旅行者を地方へ誘導する観点から、三大都市圏以外の空港への訪日外国人旅行者の拡大に向けた取組も併せて必要となる。

具体的には、新千歳空港においては、平成28年度の国際線航空便の乗り入れ制限の緩和及び１時間当たりの発着枠の拡大を最大限活用し、国際航空便の受入拡大を着実に実施するとともに、エプロン拡張、誘導路の新設やCIQ施設の整備を行う。

また、福岡空港・那覇空港では、滑走路増設事業等を引き続き実施する。

さらに、その他の地方空港においても、「地方イン・地方アウト」の流れを創出するため、着陸料軽減等の取組により、地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進を図り、地方における訪日外国人旅行者の受入れを拡大する。加えて、LCCの新規就航促進に向け、地方空港や地方公共団体と連携しながら「Routes Asia」等の場において、海外の航空会社に対し、新規就航や増便を積極的に働きかけるとともに、地方空港や地方公共団体が新規路線を誘致するに際し、インセンティブとして日本政府観光局が協働でプロモーションによる支援を行う。

あわせて、民間の能力を活用した空港経営改革を推進することにより、地域活性化の核となる真に魅力ある空港の実現を目指す。具体的には、仙台空港については平成28年７月１日よりコンセッションが開始されたところであり、仙台空港に続き高松空港、福岡空港についてもコンセッションの実施へ向けた取組を推進する。さらに、北海道については、広域観光周遊ルート

の形成を促進する等北海道全体の観光発展や地域の活性化を実現するため、北海道内の複数空港の一体的な運営の民間委託（コンセッション等）に向けた取組を推進する。

増大する航空需要を支える我が国の操縦士の不足が深刻となっていることから、更なる訪日外国人旅行者の増加等に対応するため、航空大学校における操縦士の養成規模を拡大する等、必要な操縦士の養成・確保を行う。

イ　更なる航空自由化の推進

平成 19 年５月策定の「アジア・ゲートウェイ構想」以来、我が国では、「国を開く」施策の一環として、航空会社の新規参入や増便の促進、航空会社間の競争促進による利用者利便の向上を図るべく、二国間での国際航空輸送における企業数、路線及び便数に係る制限を相互に撤廃する航空自由化（いわゆるオープンスカイ）を推進してきた。現在、31 の国・地域との間でオープンスカイに合意済みであり、日本発着総旅客数ベースでは 95%をカバーしている。引き続き、成田空港や地方空港において、我が国との往来の増加が見込まれる国や地域との間で戦略的かつ積極的にオープンスカイを推進する。

また、東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）加盟国からの訪日外国人旅行者数は急速に拡大している。従前は日本と相手国の二国間で航空関係の拡大に取り組んできたところであるが、平成 25 年 12 月の日本・ASEAN 首脳会談を受け、平成 28 年３月から、我が国として初めての取組となる地域的な航空協定の締結に向けた協議を開始した。地域的な航空協定が締結されれば、一挙に ASEAN 加盟 10 カ国との間で航空関係を拡大することが可能であり、また、ASEAN 域内での同一水準の航空自由化を実現することができる。成長著しい ASEAN 地域からの訪日外国人旅行者の需要を着実に取り込むため、ASEAN との地域的な航空協定の締結に向けた協議を推進していく。

さらに、国際旅客チャーター便についても、平成 28 年４月に地方空港における国際旅客チャーター便の個札販売の規制を緩和したところである。更なる航空自由化の推進のため、チャーター便に係る規制のあり方を見直す。

ウ　クルーズ船受入れの更なる拡充

増大するアジアのクルーズ需要を取り込み、クルーズ船の寄港が地域経済に与える効果を拡大することが期待される中で、クルーズ船が寄港するための港湾施設の不足や、寄港地が西日本の一部の港に集中する傾向がある等の課題がある。

このため、北東アジア海域をカリブ海のような世界的なクルーズ市場に成長させ、クルーズ船の寄港を生かした地域創生を図るため、「訪日クルー

ズ旅客を平成 32 年に 500 万人」の実現に向けた取組を推進する。

具体的には、既存ストックを活用したクルーズ船の受入環境改善や寄港地を探すクルーズ船社と港湾管理者のマッチングを図るサービスの提供、クルーズ旅客の受入機能の高度化等によりクルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現する。

また、旅客施設等への船社の投資に併せ、国・港湾管理者が岸壁の整備や利用調整等のハード・ソフト両面からの支援を行うことによるクルーズ船の長期的かつ安定的な寄港の確保や民間事業者による旅客施設の整備に対する支援により、世界に誇る国際クルーズ拠点の形成を図る。

さらに、官民の関係者からなる地域協議会や港湾協力団体等の新たな主体の活躍の場の開拓、みなとオアシスを活用した農水産物の販売環境の改善等、クルーズ船の寄港急増に対応した新たなクルーズビジネスの展開を図る。

これらに加え、全国の港湾管理者等で構成する全国クルーズ活性化会議と連携した寄港地の全国展開や、フライ＆クルーズ商品の ASEAN 市場への展開に向けたプロモーションを推進する。

エ　航空保安システム・海上航路の整備

航空交通の安全確保を最優先としつつ、管制空域の上下分離や複数の空港周辺の空域（ターミナル空域）の統合等による空域の抜本的再編、並びに、航空交通システムの更なる高度化及び新しい管制情報処理システム（統合管制情報処理システム）の整備等による業務実施体制の強化により管制処理容量を向上させ、観光ビジョンで掲げた平成 42 年の訪日外国人旅行者数 6,000 万人の目標達成に対応するための基盤を構築する。

クルーズ船の受入れにも資する開発保全航路の整備をはじめ、所要の航路整備事業を実施する。

② 国際交通機関に関連する施設の整備（空港・港湾・鉄道駅へのアクセス向上）

国際拠点空港等への鉄道アクセスの更なる改善のため、空港アクセス乗換駅等のバリアフリー化の推進を図るほか、主要な首都圏空港、関西国際空港等へのアクセス線の整備等に向け、事業主体や事業スキーム等について関係者間の具体的な検討を促進する。また、空港・港湾・鉄道駅等へのアクセス等、高速道路ネットワークとそれを補完する基幹道路を効果的に強化する。

さらに、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃の柔軟な設定の可能化や、運行計画（ダイヤ）の提出期間の短縮等による手続の弾力化により、空港アクセスの利便性向上を図る。

③ 国内の幹線交通に係る施設の整備等

ア　「地方創生回廊」の完備

新幹線、高速道路、国内航空等の高速交通網を活用し、三大都市圏をはじめとする大都市圏と地方、また、地方と地方をつなぎ、快適な旅を実現する「地方創生回廊」を完備し、地方への外国人旅行者の流れを創出する。

そのため、例えば、これまで訪日外国人旅行者が出発前に海外の限られた旅行代理店でしか購入できなかった「ジャパン・レールパス」の日本到着後の購入を可能にするため、各旅客鉄道会社において実証実験を行い、その結果を踏まえて、本格導入に向けて取り組む。また、新幹線開業、コンセッション空港の運営開始、交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化等と連動し、観光地へのアクセス交通の充実等により、地方への人の流れを創出する。さらに、高速道路ナンバリングや観光地と連携した道路案内標識の改善によるわかりやすい道案内を実現するとともに、規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現を図る。

イ　空港の整備等

ゲートウェイから地方、地方と地方を結ぶ低廉かつ持続的な航空網の構築を図るため、国際拠点空港における際内乗継の施設整備等、訪日外国人旅行者の地方誘導を積極的に後押しする。

特に、豊富な国内線ネットワークを有する羽田空港については、飛行経路の見直し等により平成32年までに空港処理能力を約４万回拡大し国際線の増便を図るとともに、際内乗継の利便性向上を図り、国内線と国際線を結びつけることで日本各地と世界の交流を活発化させる。また、成田空港についても、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、平成32年までに空港処理能力を約４万回拡大するため、高速離脱誘導路の整備等に取り組むとともに、第３滑走路の整備や、夜間飛行制限の緩和等について、地域住民への説明を進める等、平成32年以降も見据えた更なる機能強化に向けた取組を進め、国際線のみならず、国内LCC路線等の拡充を図る。

このほか、各地域における拠点的な空港についても、国内航空ネットワークの充実を図る上で必要な基盤施設の整備を行うとともに、民間の能力を活用した空港経営改革を推進する。また、安全性の確保を前提に、見送り客等の制限エリア内への立ち入りを実現できるようにする等の取組を進める。

ウ　幹線鉄道の整備

整備新幹線については、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年１月14日政府・与党申合せ）に従い、現在整備中の北海道新幹線新函館北斗・札幌間、北陸新幹線金沢・敦賀間、九州新幹線武雄温泉・長崎間について、完成・開業に向けて着実に整備を進める。また、未着工区間である北陸新幹線敦賀・大阪間については、駅・ルート公表に向けた調査等、所要の調査等

を行う。

さらに、リニア中央新幹線について、低金利状況を活かした財政投融資を活用することにより、最大８年間の全線開業前倒しを図る。

これらの高速鉄道ネットワークの拡充を通じ、地域間の移動時間を短縮させ、観光旅行者の広域的な移動の高速化・円滑化を図る。

エ　高速道路の整備等

観光地域へのアクセスや観光地域間の周遊の利便性を向上させることによって地域全体の魅力をより高めるため、観光地域へのアクセスや地域間の交流・連携の強化を図る高速道路等の整備を推進する。

スマートインターチェンジ等の整備により、観光旅行者の利便性の向上を図る。高速道路料金については、平成 26 年４月より、「整備重視」から「利用重視」へと、全国において３つの料金水準に整理されており、料金割引についても、実施目的を明確にし、生活対策、観光振興、物流対策等の観点から、高速道路の利用が多い車に配慮するよう再編したところである。そのほか、企画割引として、観光周遊ドライブパス等観光旅行者にとって利便性の高い料金施策を進めていく。

④　国内の地域交通に係る施設の整備等

ア　「地方創生回廊」の完備【施策１.（三）③ア　再掲】

イ　地域公共交通の活性化・再生

観光振興の観点から、地域に来訪した観光旅行者の地域内の移動手段として良質な公共交通を確保することが重要である。便利で利用しやすい公共交通は観光地域の魅力増大に貢献し、車両や輸送サービス自体が観光資源となる場合もあることから、地域公共交通の活性化・再生を図る必要がある。

このため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）を積極的に活用し、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進する取組を総合的に支援していく。また、国家戦略特区においては、過疎地域等における訪日外国人旅行者をはじめとする観光旅行者を中心とした運送需要に対応するため、自家用自動車の活用拡大を図る。加えて、バスターミナル等におけるバリアフリー化、無料 Wi-Fi の整備、多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備を図るとともに、東京 23 区におけるタクシー初乗り運賃の引下げや、全都道府県で訪日外国人旅行者等がスマホ配車アプリやプライベートリムジンサービスを利用できる環境整備を行い、世界水準のタクシーサ

ービスを充実させる。

バス利用拠点の利便性を向上するための集約交通ターミナルの戦略的な整備、SA・PA を活用したバス乗換え拠点の整備、地域バス停のリノベーションの推進等により、多様な交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化し、地域の活性化を図る。

高速バス停周辺や「道の駅」等の駐車場にカーシェアリング車両を配備し、バス等の公共交通機関との連携を強化することで、旅行者の観光圏の拡大による観光振興等地域活性化を図る。

高速バスと自動運転の連携による高速バス停を拠点とした自動運転サービスの導入に向けた取組を推進し、観光振興等地域活性化を支援する。

ウ　都市鉄道等の整備

既存ストックを有効活用した連絡線整備や相互直通化、地下鉄の延伸、鉄道駅の交通結節機能の高度化等により、公共交通のネットワークの充実度を高めるとともに、鉄道駅のバリアフリー化、無料 Wi-Fi の整備、多言語表示の充実等を図り、観光旅行者が円滑に移動できるようにする。また、交通系 IC カードの利用エリアの拡大や事業者間での共通利用、エリア間での相互利用の推進により、公共交通ネットワークを観光利用者にとっても利用しやすいものとする。

エ　旅客ターミナル・旅客船の整備

離島をはじめとする各地域の玄関に相当する旅客船ターミナル及び旅客船のバリアフリー化や無料 Wi-Fi の整備・多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備等を図ることにより、サービスの多様化・高度化を図る。

オ　地域内の道路の整備等

観光の振興に寄与し地域の経済・社会を支えるため、地方の自主性を生かしつつ、観光施設、インターチェンジ等へのアクセス確保等地域内の道路の整備を支援する。また、一般道路において「休憩機能」「情報発信機能」「地域の連携機能」の３つを併せ持つとともに、それ自体が観光資源にもなる「道の駅」の整備・活用を進め、免税店や外国人観光案内所の設置等のインバウンド対応の促進や Wi-Fi 等の整備・活用を推進する。

カ　みなとに係る施設等の整備等

港湾について、人流・物流の交流拠点としての機能に加え、周辺に運河や倉庫群が数多く残されていること、海の親水性のある港湾緑地が存在すること等の魅力を生かしつつ、港湾の施設整備等のハード施策やみなとオア

シスの登録等のソフト施策により、美しい港湾空間の形成を図る。みなとオアシスについては、平成 28 年９月末までに 92 箇所において登録を行っており、引き続き普及拡大を推進していく。

２．観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

（一）観光産業の国際競争力の強化

①　観光産業の国際競争力の強化

ア　観光産業の革新

旅行者のニーズの多様化や高齢社会の進展及び訪日外国人旅行者の増加等、観光を取り巻く国内外の環境は大きく変化している。特に、世界の国際観光客が新興国の経済成長等により急速に拡大することが予測されている中で、我が国の観光産業は、従来の主に国内市場に目を向けた産業から変化し、世界と競争する産業へと生まれ変わる必要がある。

現状において宿泊産業の生産性は他産業に比べて低く、そのことも要因となって、従業員の賃金が低く、離職率が高くなっている。この状況を早急に改善するため、ICT 化や自動化、業務運営体制の見直し（マルチタスク化、泊食分離、所有と経営の分離等）により、業務を効率化するとともに、サービスの向上等により付加価値を高め、宿泊業の収益性向上を図る。さらに、訪日外国人旅行者をはじめとした多様な宿泊者ニーズへの対応を図る。また、観光分野におけるビジネス環境を整えるため、旅行業法制はどのようにあるべきか、観光の実態を踏まえ、古い規制を見直すとともに、我が国の魅力をより効果的に伝えるための制度を検討する。

加えて、文化、農林漁業、商工業、環境、スポーツ等の地域の関連事業者と、観光振興を戦略的に推進する専門組織である日本版 DMO との適切な連携により、特色ある地域産品のブランド化や、受入地域のマネジメント強化、戦略的プロモーション等の、「稼ぐ力」を地域の中で生み出していく取組を推進していく。

イ　地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出

地域の自然、生活文化、地元の人々とのふれあいを求める旅行ニーズに応えるためには、地域独自の魅力を生かした地域密着型の旅行商品の創出が重要であることから、第三種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品の造成を取扱いやすくするため、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）の改正等により、その早期実現を図る。

国家戦略特区においては、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者試験の簡素化等に係る関係制度を改正し、農家民宿等意欲ある宿泊事業者等が企画・提供する着地型旅行商品の取扱いを拡大する。

ウ　民泊サービスへの対応

住宅等を活用した民泊サービスについて、懸念される課題（治安、衛生、近隣トラブル等）に適切に対応しつつ、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう、規制改革実施計画（平成 28 年６月２日閣議決定）及び「『民泊サービス』のあり方に関する検討会」の最終報告書（平成 28 年６月とりまとめ）の内容を踏まえ、必要な法整備に取り組む。

エ　特区民泊の拡大

国家戦略特区において行っている、民泊事業（いわゆる「特区民泊」）について、近隣住民との調整や滞在者名簿の備付け等の措置を、より効果的かつ透明なものとするため法令上明記するとともに、「最低宿泊・利用日数」を「６泊７日」から「２泊３日」に引き下げる要件緩和を行っており、実施地域の拡大等を含め、更なる普及を強力に促進し、内外観光旅行者等の宿泊ニーズの急増に対応する。

オ　世界水準の DMO の形成・育成【施策１．（一）①ア　再掲】

カ　「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）のファンド組成が可能な間に、民間資金の呼び水機能を有する「観光地再生・活性化ファンド」を最大限活用し、観光地（温泉街等）の再生・活性化を図り、賑わいを創出する。それぞれの「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を REVIC によるファンド組成終了後も安定的・継続的に提供できる体制を整備する。

キ　地方の外国人旅行者向け消費税免税店の拡大を推進

最低購入金額の引下げ等の外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充の内容や免税手続カウンター制度の活用に関する周知活動等を通じて、地方における免税店数を平成 30 年に２万店規模へと増加させ、地方での消費拡大を図る。

ク　サービス産業の活性化・生産性向上

観光産業を含めたサービス産業のサービスの質を「見える化」する「おもてなし規格認証」を創設し、平成 32 年までに 30 万社による認証の取得を目指すとともに、国際標準化を目指すことにより、サービス産業の生産性向上等を図る。また、企業等が保有する国内の宿泊履歴や外国人の行動データを収集・集約し、地域のサービス産業がデータに基づいた需要予測を可能と

することで、観光需要を確実に獲得し、更なるサービス産業の活性化を促す。

ケ　先端技術の活用推進

ICT、AI 等の先端技術を活用し、観光産業における業務の効率化等を進め、生産性向上を図るとともに、訪日外国人旅行者の言語等の属性に応じた観光・交通情報の提供及び提供に必要な環境整備等により、旅行者の利便性の向上を図る。

コ　海外の有望な観光関連企業の誘致

JETRO 等による海外の有望な観光関連の企業（LCC、ホテル、ツアーオペレーター等）の誘致を通じて、我が国における外国人旅行者の拡大及び受入体制の強化に貢献する。

サ　次世代の観光立国実現のための財源の検討

観光立国の実現による経済再生と財政健全化を両立させる観点から、引き続き観光関係予算の適切な確保に努めるとともに、今後のインバウンド拡大等増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するため、国の追加的な財源の確保策について検討を行う。検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる追加的財源を確保することを目指す。

（二）観光の振興に寄与する人材の育成

①　観光地域及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実

観光分野における人材育成や観光産業における人材不足の解消に向け、以下の取組を行う。

トップ人材については、我が国の観光産業全体を牽引できる人材を育成することを目的に、平成 32 年までに観光の経営人材を恒常的に育成する拠点を大学院段階（MBA を含む）に設置する。

中核人材については、観光産業における課題と解決策に取り組むため、産学連携でプログラムの開発に着手し、地域の観光産業の中核を担う人材育成拠点の大学での水平展開を図る。また、平成 31 年度の開学を目指している実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関において、産業界のニーズに対応した育成を行う。さらに、観光系大学のカリキュラムの変革に向けた検討を通じて、将来の観光産業の担い手育成の強化を図るとともに、観光産業に対する就業意欲を高め優秀な人材を確保するために、インターンシップモデル事業による効果検証を行う。

実務人材の育成については、観光分野の専修学校等の活用も含め、人材育成・確保に向けた対応策を充実・強化していく。また、今後も需要の増加が見

込まれる観光産業において良質な人材を確保するために、生産性を向上させるとともに労働環境改善等を通じて離職率低下に向けて取り組む。さらに、観光産業を志望する学生や働きたいシニア・女性等の幅広い人材の活躍促進に取り組む。

② 観光事業に従事する者の知識及び能力の向上【施策２．（二）① 再掲】

③ 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進

総合的な学習の時間等において、子どもたちが地元や日本各地の歴史や文化の魅力的な観光資源等を理解し、関心を持ち、その魅力を実感・発信できる機会の増加につながるような教材・事例集等を作成するとともに、その普及を図る。

また、高等学校における共通必履修科目「地理総合」の新設に向けて地理教育の充実のための検討を行う。

３．国際観光の振興

（一）外国人観光旅客の来訪の促進

① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信

ア オールジャパンによる訪日プロモーションの実施

外国人旅行者の来訪の促進のためには、留学生の増加・活用等国際相互交流の推進、ビザ発給、出入国手続の迅速化・円滑化等、様々な取組を推進することが重要であることから、関係省庁、日本政府観光局等の政府関係機関における緊密な連携・協働を図り、総合的かつ計画的に施策を推進する。

観光庁、日本政府観光局と在外公館をはじめとする関係省庁や関係機関、インバウンドへの取組を加速する地方公共団体、経済団体や観光事業者、日本ブランドの海外展開を進める経済界との連携、日本で開催される国際会議の活用やオープンスカイ政策による新規路線の就航等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制で海外プロモーション事業を展開する。その際には、在外公館等を活用した日本紹介事業に加え、ビザ緩和や現地国との友好年・周年事業等の各種機会を積極的に活用する。さらに、関係省庁が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本の各地域の魅力を合わせて発信することで、訪日旅行の魅力を効果的に発信し、地方への外国人旅行者誘致につなげる。また、駐日各国大使等に各地方が誇る文化・産業施設等の魅力を直接見聞きしてもらい、我が国の魅力を各国に発信していただく。

日本政府観光局による訪日プロモーションの実施に当たっては、映像の力を活用し、日本各地の多様な魅力を体験する様子をグローバルメディアを活用して効果的に世界中に発信して地方への誘客を図るとともに、海外

市場において、日本各地を順番に集中 PR するデスティネーション・キャンペーンを実施する。また、日本政府観光局ウェブページの外国人目線での更なる充実や、スマホアプリの作成等 ICT を活用して、個人旅行者にもきめ細やかに情報を提供する。加えて、イスラム諸国からの訪日誘客にも取り組む。さらに、外国人有識者等からなるアドバイザリーボードの活用等によりプロモーション実施体制を強化し、ICT も活用しつつ、各市場のニーズ等を把握し、現地目線でのプロモーション展開を市場ごとに徹底するとともに、事業実施に当たって成果の管理を徹底する。

イ　高品質な日本ブランドの確立及び発信

質の高い訪日観光のブランドイメージを確立するため、中長期的に用いる訴求メッセージや統一のキャッチコピーをアドバイザリーボードの設置等を通じて外国人目線で開発し、グローバルメディアの活用等により戦略的に展開することで、比較的旅行消費額の多い傾向にある欧米豪市場、富裕層やビジネス旅行者を中心にグローバルに新しい需要を掘り起こす。

ウ　地域の魅力の海外発信等

訪日外国人旅行者の拡大においては、初来日の旅行者を中心としてゴールデンルートのニーズが引き続き高いが、地方創生の観点からは、様々な地域に様々な国・地域の外国人旅行者を誘致することも重要な課題である。このため、例えば、韓国、香港、台湾、シンガポール等リピーターが比較的多い市場だけでなく、滞在期間の長い欧米豪市場等から地域への誘客を図る意欲がある地方公共団体等と連携して訪日プロモーションを実施していくこととする。その際には、都道府県単独では難しい「広域」で連携した外国人旅行者誘致の取組を、地方の観光推進機構等とも連携して進める。

また、地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する日本政府観光局の支援体制を強化するとともに、（公社）日本観光振興協会の国内観光情報サイトの多言語化を進め、各観光地の魅力の海外発信を強化する。

さらに、関係省庁が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本の各地域の魅力を合わせて発信することで、訪日魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への外国人旅行者誘致につなげる。

エ　2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた日本文化の魅力発信

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、質の高い訪日観光のブランドイメージを確立し、滞在期間の長い欧米豪市場を中心に新たな需要を掘り起こすとともに、欧米豪を中心とした富裕層市場の開拓により消費拡大を目指す。また、ラグビーワールドカップ 2019

開催の機会を活用した発信を行う。

さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成 32 年は、文化プログラムを通じて日本の魅力を発信する絶好の機会であり、この機会に、平成 32 年以降を見据え、地域性豊かで多様性に富んだ文化を生かし、成熟社会にふさわしいレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020 プログラム」として認証し、日本全国に展開する。「beyond2020 プログラム」を通じて、訪日外国人旅行者にとっての言語の壁を取り除く取組を推進し、各地方が誇る歴史・文化、マンガ・アニメ等のメディア芸術や食文化等、多様な日本文化の魅力を発信する。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘致等により、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を目指す地方公共団体をホストタウンとして広げる取組を、東北をはじめ全国で進めるとともに、ホストタウンに登録された地方公共団体の海外への情報発信を支援する。

アイヌ文化の復興等を促進するため、100 万人の来場者実現に向けた民族共生象徴空間を 2020 年までに整備する等、アイヌ文化の魅力を発信する。

オ　大使・総領事の公邸等を活用した観光プロモーション等の推進

大使・総領事の公邸、広報文化センター等在外公館施設を、地方公共団体が実施する観光広報関連事業等においても活用することにより、相手国の政界、財界のハイレベル及び観光業界幹部の集客やこれら要人を含め相手国に幅広く地方公共団体の観光の魅力を宣伝し、現地における観光広報を推進する。

カ　地域レベルの国際交流・国際協力の推進

地域レベルの国際交流・国際協力を一層推進することを目的として、国際交流に携わる幅広い団体からの参加者を対象とした会議等を開催する。

キ　クールジャパンの海外展開

海外で高い評価を得ている我が国の優れたコンテンツ、ファッション、食、生活日用品、伝統的工芸品、地域産品等の日本の伝統文化や価値観に根ざした製品・サービスをクールジャパンとして世界に提供することにより、日本の魅力を発信し、海外からの観光旅行者の誘致につなげる。このため、JETRO 等関係機関と連携し、クールジャパンの海外への発信や売り込み、政府間対話及び官民による国際的対話を通じた海外での事業環境整備、また国内において、外国人受入可能な伝統的工芸品産地が 100 箇所以上となるよう、伝統的工芸品産地のブランド化による魅力向上等の環境整備を行う。さらに、世界に知られていない、日本が誇るべき優れた 500 の地方産品につい

て、国内外での売上の把握手法の検討及びそれを踏まえた平成 32 年の目標設定と、海外における販売品目数の現状把握及び平成 32 年の目標設定を行うほか、平成 32 年までに 20 の国・地域で海外販路を開拓する。また、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」等を通じた官民・異分野で連携した取組の組成・推進及び地方のクールジャパン資源の発掘・展開等を促進するとともに、官民ファンドによる出資等を通じて、海外での日本コンテンツ専用チャンネルの確保やジャパンモールによる地域産品の展開等の民間の取組を支援する。

また、関係省庁が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本の各地域の魅力を合わせて発信することで、訪日魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への外国人旅行者誘致につなげる。

さらに、クールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応を促すため、国家戦略特区において、外国人の専門的知識・技能の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について検討を行い、必要な措置を講じる。

ク　日本文化に関する情報の総合発信

在外公館において、日本文化や社会、さらには日本人の価値観に対する理解を深め、日本への信頼へとつなげていくための努力を行う。また、外務省や在外公館等の SNS を活用し日本の魅力の発信を行うとともに、海外での外国メディアによる訪日旅行促進につながる報道や放映・配信を効果的に拡散する。加えて、アニメ、ドラマ、ドキュメンタリー番組等の日本の放送コンテンツを途上国等のテレビ局へ無償で提供することにより、対日理解の促進及び親日感情の醸成を図り、インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信を行っていく。

また、外国における日本文化発信の際には、当該国・地域の人々の興味・関心を見据えながら、文化芸術の分野ごとの特性を踏まえて戦略的に進めることとし、外国における日本人による公演や海外フェスティバル等への参加の支援、日本文化を紹介する展覧会等を行うほか、芸術家、文化人等で各専門分野により海外で講演や実演等を行う者を指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動を展開することで、日本文化の発信拡大を図る。

特に日中韓３カ国においては、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市における現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する文化芸術関連事業の実施を通して、東アジア内の相互理解・連帯感の形成を促し、新たな文化芸術の創造を図るとともに、都市間のネットワークを強化することで観光促進に貢献する。

また、オリンピックの機会に合わせた「日中韓共同文化プログラム」とし

て、2018 年平昌（冬季）、2020 年東京（夏季）、2022 年北京（冬季）という、日中韓３カ国で続けてオリンピック・パラリンピックが開催される、それぞれの機会に、それぞれの開催国において、日中韓が共同で文化イベントを実施し、連携を推進することを通じて、東アジア文化を世界に発信し、各国の訪問客の増加に貢献する。

さらに、国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンスの取組を推進することにより、外国の芸術家の訪日を促進する。

加えて、日本の文化や魅力を伝えることで対日理解を促進し、インバウンドに大きな効果がある海外の日本庭園の修復を集中的に実施するため、海外において実施する修復のモデル事業を通じて支援体制を構築し、庭園修復の本格展開を図る「海外日本庭園の再生プロジェクト」を進める。

ケ　日本食・日本食材等の海外への情報発信

農林水産物・食品の輸出額の平成 31 年１兆円の達成を目指し、イベントにおける日本食・食文化の紹介、国際食品見本市へのジャパンパビリオンの出展や既存の「食」関連コンテンツを活用して、日本食・日本食材等の魅力等の発信を行うことにより、海外の消費者に対して日本食・日本食材等への関心を高めることで、海外における日本食の普及と日本への外国人旅行者の誘致及び対日理解促進につなげる。

また、訪日プロモーション事業における海外現地メディアの日本への招請、旅行博覧会へのブース出展等において、コンテンツの提供等を通じた「食」の観点からの連携を強化する。

さらに、関係省庁が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本食をはじめとする日本の各地域の魅力を合わせて発信することで、訪日魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への外国人旅行者誘致につなげる。

コ　外国人富裕層向けの和のコンテンツの情報発信【施策１.（二）⑥キ　再掲】

サ　国際放送による情報発信の強化

我が国の文化、産業その他の事情を海外に紹介するため、平成 21 年２月に開始され、伝統文化やポップカルチャー等、日本の魅力を発信する多彩な番組が英語で放送されている外国人向けテレビ国際放送について、世界各国における視聴世帯数の更なる拡大及び認知度向上等の取組を行う。

シ　外国報道関係者の招へい等を通じた対外発信

テレビチームを含む外国報道関係者の招へい等を実施し、日本国内での取材を支援することにより、日本の魅力につき対外発信を行う。

ス　海外における日本語教育

（独）国際交流基金による日本語専門家派遣事業、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、一層、海外における日本語教育の質の向上、安定的実施等に寄与することにより、潜在的な訪日観光層となり得る親日層の育成を促進する。

セ　シティ・フューチャー・ギャラリーの推進

日本の都市の魅力を発信し、インバウンド需要の取り込み、都市開発の海外展開につなげるため、世界都市・東京等の成り立ちや都市開発の変遷、また未来図を一元的に体感できる場の創設に向けてシティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想の検討を進める。

② 国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供

ア　旅行費用に関する情報の提供

割高といった声の多い我が国への旅行のイメージを改善するため、諸外国と我が国の物価を比較し、飲食店や宿泊施設等の価格の実態に係る情報をホームページ等で紹介するほか、外国人旅行者向け消費税免税制度や免税を受けられる地方商店街等についての情報発信等を行う。

イ　交通系 IC カード・共通乗車船券の利便性の向上等

乗車距離に応じて運賃が変動するバス運賃の支払いや、複数の鉄道を乗り継ぐ際の切符購入等は、観光旅行者や不慣れな利用者にとって大変煩雑であることから、利用者の利便向上、移動の円滑化及び旅行費用の低減化を図るため、各交通機関間で相互利用可能な交通系 IC カードシステムや共通乗車船券の広域的な導入が効果的である。平成 25 年から全国 10 種類の交通系 IC カードの相互利用サービスが開始され、１枚のカードで公共交通機関を利用できる範囲が大幅に拡大されたところであり、今後も、交通系 IC カードの利用エリアの拡大や事業者間での共通利用、エリア間での相互利用の推進により、公共交通ネットワークを観光利用者にとっても利用しやすいものとする。

③ 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進

ア　都市における MICE マーケティング戦略の高度化

国際的な MICE 市場は誘致競争が激化し、海外競合国の誘致力が高まりを

見せる中、我が国はマーケティング戦略等に基づいた戦略的な誘致活動が行えておらず、他国に比べて遅れを取っていることは否めない。このため、日本全体のMICE関係者の役割を明確にし、特に日本政府観光局は日本全体、コンベンションビューローは各都市等におけるMICE分野の司令塔としての役割分担を徹底した上で、戦略に基づく誘致活動を推進するよう促すことにより、グローバルレベルでのプロモーション・誘致活動の強化等について早急に取り組む。

・地方公共団体・コンベンションビューロー等の誘致主体が、市場や顧客のニーズ、市場の成長ポテンシャル等を十分に踏まえつつ、ターゲットを明確化したMICEマーケティング戦略に基づいた官民連携の促進、MICE商品の開発等のプロモーション・誘致活動を行うよう促していく。
・特に優先度の高いMICE案件について、国、地方公共団体、日本政府観光局、関係機関等が連携して、包括的かつ主体的な誘致支援等を行う。
・マーケティング活動の基礎となるMICE分野の統計データの整備及び分析を進める。
・日本政府観光局の機能を強化することにより、コンベンションビューロー等に対するコンサルティングを提供可能にし、各誘致主体におけるMICE市場動向、競合国の動向等の情報収集・分析機能を強化し、マーケティング戦略の高度化を図る。

イ　MICE産業の競争力強化

国際会議等MICEの誘致・開催は、開催地へ高い経済効果を与えるだけでなく、ビジネス機会やイノベーションの創出、開催地における競争力・ブランド力向上に寄与するものであり、また、参加者の開催地への愛着心を育み、将来的なファンやリピーターを獲得し一般観光の促進へとつなげる絶好の機会となるものである。

国際会議や展示会等のMICEの誘致や開催を実際に担い、諸外国の誘致関係者と競争を繰り広げる主体は、地方公共団体・コンベンションビューロー、民間企業であり、MICEの一層の推進に当たっては、これらのMICE産業の競争力強化が必要であることから、いわゆる横並び的な対応から脱却した選択と集中の徹底や、これら各主体の役割分担の明確化を十分に図りつつ、国全体として効率的かつ効果的な体制を整える。また政府レベルによる関係府省連絡会議の設置や官民連携によるオールジャパンでの支援体制を整えていき、MICE全体に共通する課題に取り組む。

・MICEの誘致・開催で主体的役割を果たす地方公共団体・コンベンションビューローの人的・資金的資源の強化、支援ツール整備等の誘致体制・取組の強化に向けて、海外の先進事例等も参考にしつつ、今後の誘致体制のあり方について国としてとりまとめ、その内容に沿って取組を行う。

・観光庁と日本政府観光局の機能の分化を徹底し、観光庁はMICE政策の企画立案等に重点を置いてその機能を深化・特化するとともに、日本政府観光局は、MICE 誘致における国内の誘致関係者への支援・連携機能に配慮しつつ、海外事務所及び本部の役割・体制並びにその取組を見直し、MICE分野のプロモーション・誘致機能を強化する。
・MICE 分野において国際的に通用する専門人材の育成の強化を図るため、海外の先進事例等も参考にしつつ、今後の育成プログラムのあり方について検討を行うとともに、旅行業や宿泊業等のMICEビジネスへの取組について検討を行う。
・MICE 分野の各主体の取組を促すため、我が国の MICE 全体の経済波及効果、ビジネス機会・イノベーション創出効果、一般観光への寄与等を示すとともに、地域経済効果分析法の開発・普及等により、地方公共団体、企業等に対するMICEの多様な意義・効用の普及・理解の促進を図る。
・MICE デスティネーションとしての日本のプレゼンスを向上させる観点から、国際的に有力なMICE主催者とのグローバルネットワークの構築・強化を図る。
・国内の国際会議主催者がMICE誘致・開催を行いやすくなるよう、ノウハウの提供等の環境整備及び関係強化を図る。
・JETRO や幅広いMICE関係者との連携により、効率的なプロモーション・誘致活動を図る。

ウ　MICEに関するワンストップ型情報発信機能の強化

日本のMICEブランドを活用した一貫性のあるプロモーションや誘致等の活動を日本政府観光局及びその海外ネットワークを通じ適切かつ効率的に実施することを通じて我が国のMICEブランドの構築や浸透等に一層努める。また、国内のMICE開催に関する施設や支援制度等をまとめたプロモーションツールを定期的に整備し、見本市・商談会やウェブサイト等あらゆる機会を活用し、一覧性のある情報発信を行うことにより、日本でのMICE開催の潜在需要の喚起を図る。

エ　アジア拠点化の推進を通じた国際ビジネス交流の拡大

JETRO 等による海外企業の誘致によりアジア拠点化を推進し、国際会議、展示会等MICEの開催の促進をはじめとした国際ビジネス交流の拡大を図る。

オ　MICEに関する受入環境の整備

MICE の誘致・開催競争に大きな影響を及ぼす国際会議場や展示場等のMICE 施設に関し、海外では国際会議場と展示場の一体整備、展示場の大型化、ポスト・コンベンション機能の充実等の動きも見られる。このため、我

が国の競争力を維持・強化する観点から、まずは既存施設の有効活用を図ることを前提としつつ、求められるMICE施設の運営、整備等のあり方について検討を行う。さらに、関係省庁、地方公共団体及び関係機関等とも連携を図りつつ、MICEの受入れに当たって必要な環境整備を図る。まずは、レセプション、ポスト・コンベンション、ポスト・展示会の魅力を高めるため国立施設等を活用したユニークベニュー開発等、我が国でMICEを誘致･開催するに当たって、主たる事業者や参加者に必要となる各種の受入環境等について、主たる競合国に遜色ないレベルを目標に、対応を図る。さらに、我が国の展示会産業の国際化を推進するため、第三者認証制度の運用支援等により、展示会統計に係る透明性、信頼性の向上を図る。また、JETROにおいては、連携して地域の生産現場の見学、企業関係者との意見交換会、ファムトリップ等の産業観光プログラムの充実を図る。

④　外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

ア　ビザ発給に係る要件の緩和、手続の迅速化・円滑化及び審査体制の整備

二国間の人的交流を促進するため、ビザ発給要件を戦略的に緩和する。特に訪日プロモーション事業の重点20カ国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な５カ国（中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア）を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連動して、ビザ緩和を積極的に実施する。また、ビザ申請人の利便性向上につながる円滑かつ迅速なビザ発給手続を推進するため、ビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。

イ　最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査等を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカートを平成28年度に関西空港等３空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。

・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼で

きる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲートの利用を実現する（平成 32 年までの実施を目指す）。

・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成 30 年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等や CIQ に係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

・増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録(PNR:Passenger Name Record)の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

・旅客の効率的かつ効果的な携帯品検査によって、円滑な税関手続とテロ関連物資や不正薬物の密輸阻止の両者を実現するため、税関当局と外国税関当局等との連携や全ての出入国旅客の事前旅客情報（API:Advanced Passenger Information）や乗客予約記録（PNR）といった情報の電子的な収集の強化を図り、それらの情報を 24 時間体制で分析、活用しつつ効率的かつ効果的な検査を推進する。

・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要７空港を中心に検討を進める。

・出発時の航空保安検査については、旅客の負担を抑え、検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、ボディスキャナー等の先進的な保安検査機器を導入し、平成 32 年度までに主要空港へ順次導入拡大を図る。

ウ　通訳ガイドの質・量の充実

訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）の改正により業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することで、これまで特区等でのみ認められていた通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を全国において可能とする。また、同法改正において研修受講義務化、試験制度の見直し等を行い、通訳案内士の品質を確保し、訪日外国人旅行者 4,000 万人時代に向けて質・量ともに受入体制

の充実を図る。

エ　ランドオペレーターの登録制度の導入

利益優先による質の低い旅行商品の提供やダンピング契約による旅行の安全性の低下を防ぐため、登録制等によりランドオペレーターの実態を把握するとともに、問題ある事業者に適切に指導・監督できる制度を導入する。

オ　観光案内拠点の充実

訪日外国人旅行者が全国津々浦々を快適に旅行できるよう、平成32年までに観光案内所の倍増（1,500箇所）を目指し、外国人観光案内所の情報発信強化の取組を進めるとともに、日本政府観光局が中心となって研修等を実施し、案内機能の質の向上を図る。特に、地方部においては、多言語で広域の案内が行える観光案内所を増やすとともに、都市部の観光案内所を含む観光案内所間のネットワークの拡充により、案内機能の質の向上を図る。あわせて、新幹線全駅(108駅)における観光拠点としての機能を強化する。また、観光拠点の魅力を発信し、地域との交流を図る観光拠点・情報交流施設の整備を促進する。

さらに、日本政府観光局は、ウェブ、モバイル等のICTを活用した訪日外国人旅行者にとって利便性の高い観光情報提供機能の拡充を図る。

カ　観光地域における案内表示の整備等情報提供の充実【施策１.（一）②ク再掲】

キ　通信環境の整備促進

外国人旅行者が日本を旅行する際にインターネットによる情報入手面において不自由を感じることがないよう、通信環境の整備を促進する。

具体的には、(a) 平成30年までに、20万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みの構築、(b) 災害用統一SSIDの活用等により災害時におけるWi-Fiの無料開放・利用手続簡素化の推進、(c) 平成31年度までに、防災拠点や被災場所として想定される公的拠点の約３万箇所に、無料Wi-Fi環境の整備を推進、(d) 平成32年までに、プリペイドSIM販売拠点を倍増させ、無料Wi-Fi環境と相互補完的に通信環境全体を改善(複数国からの国際便が乗り入れる全ての空港(21箇所)、訪日外国人旅行者が訪問する拠点の店舗数1,500箇所)、(e) 新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消の加速に取り組む。

ク　キャッシュレス環境の飛躍的改善

キャッシュレス環境の飛躍的改善に向けた取組として、３メガバンクの

海外発行カード対応 ATM については、従来、平成 32 年までに、全 ATM 設置拠点の約半数で整備（計約３千台）する方針であったが、前倒しを要請（平成 30 年中にその大半を設置）しており、これが着実に実行されるよう促していく。また、地方銀行についても、既存の海外発行カード対応 ATM の設置状況も踏まえつつ、ATM の設置を進めるよう促し、海外発行カード対応の環境が整っていない観光地の解消を目指す。さらに、海外発行カード利用可能な ATM の場所について、日本政府観光局ホームページによる情報提供を強化する。

平成 32 年までに、訪日外国人旅行者が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて、「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末の IC 対応」を実現するため、クレジットカード決済・IC 対応端末の普及を促進する。また、先進的なサービス・決済等を提供できるプラットフォームを構築し、１台の端末、カード等で利用可能な仕組みを平成 32 年までに社会実装するとともに、生体認証による個人認証等についても普及を支援する。さらに、「クレジット取引セキュリティ協議会」（官民の約 40 事業者等で構成）において策定した「実行計画」の円滑な実施を促進するとともに、加盟店における決済端末の IC 対応等のセキュリティ対策を義務付ける割賦販売法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 99 号）を着実に施行する。

ケ　誰もが一人歩きできる環境の実現等

誰もが一人歩きできる環境の実現等に向け、(a) 平成 32 年までに、病院・商業施設等における多言語音声翻訳システムの社会実装化、(b) 平成 32 年までに、交通系 IC カードやスマートフォン、クラウド基盤（IoT おもてなしクラウド）等を活用し、訪日外国人旅行者への言語等の個人の属性に応じた観光・交通情報、災害情報等の提供についての実証実験を経て、社会実装化し、利便性のある ICT 環境を構築、(c) オープンデータ・ビッグデータ利活用のモデルケースとして、観光ビッグデータを活用した訪日外国人旅行者等向け情報発信の推進、(d) IoT サービスの実証事業等を通じ、IoT を活用した観光関連サービスの創出・展開の後押し等に取り組む。

また、訪日外国人旅行者が鉄道等で大きな荷物を持ち運ぶ不便を解消するため、平成 32 年までに手ぶら観光カウンターを全主要交通結節点に設置する。さらに、平成 32 年までに免税品の海外直送（国際手ぶら観光サービス）を本格実施する。

コ　外国人患者受入体制の充実

平成 32 年までに外国人患者受入体制が整備された医療機関を全国で整備するための取組を実施する。

具体的には、訪日外国人旅行者が安心して医療を受けられるよう、外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」（平成 28 年３月に約 320 箇所選定）を更に充実させ、日本政府観光局ホームページ等で情報発信をしていく。

また、訪日外国人旅行者に通訳・キャッシュレス診療サービスの付いた保険商品の加入促進を行う。

さらに、平成 32 年までに、訪日外国人旅行者が特に多い地域を中心に、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を 100 箇所で整備するほか、その他の医療機関に対しても、外国語対応支援ツールの活用促進や「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」への誘導ができるよう、周知を実施する。

また、国家戦略特区においては、二国間協定に基づく外国人医師について、自国民に限らず外国人一般に対する診療を認め、増大する外国人患者の医療ニーズに対応する。

サ　多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者への受入環境等の充実

ムスリム旅行者等、多様な宗教的、文化的習慣を有する外国人旅行者が、ストレスなく安心して観光を満喫できるよう、食事や礼拝等、様々な生活習慣に配慮した受入環境の整備充実を図るとともに、対応している飲食店や宿泊施設等について外国人旅行者に発信する等の情報提供に取り組む。

シ　伝統芸能における外国人への対応の促進

伝統芸能を外国人も楽しめるよう、国立能楽堂で英語版字幕表示を行っているほか、国立劇場等において、英語版公演解説リーフレットの配布や字幕表示、イヤホンガイドの多言語対応、外国人向けの鑑賞教室の実施、通信環境の整備等を推進し、ニーズを踏まえた外国人対応を更に推進する。また、公演情報について訪日外国人旅行者の目に留まりやすい空港・観光案内所等で多言語での広報を実施する等、訪日外国人旅行者向けの情報発信も引き続き推進する。

ス　国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化【施策１．（二）④イ　再掲】

セ　地方の商店街・中心市街地・観光地及び中小企業者のインバウンド需要の取り込み

平成 32 年までに、計 50 箇所の商店街・中心市街地・観光地で街並みの整備を、計 1,500 箇所の商店街・中心市街地・観光地で訪日外国人旅行者受入環境（免税手続カウンター、Wi-Fi 環境、キャッシュレス端末、多言語案内

表示、観光案内所等）の整備を促進することにより、商店街・中心市街地・観光地における観光需要の獲得を図る。

また、中小企業者がインバウンド需要を取り込めるよう、サービスの品質を見える化する「おもてなし規格認証」の認定、中小事業者の持つウェブサイトの約半数（約 76 万件）の多言語化や海外ネット広告等の導入の支援を行うとともに、レジアプリ等の導入を支援し、会計処理業務の効率化、マーケティング力の向上を図る。

ソ　2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた受入環境整備

我が国における外国人旅行者の円滑な移動や安全・安心で快適な滞在の実現を図るため、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」において策定した「道路」「交通」「飲食・宿泊」分野の取組方針に沿った取組を、協議会構成員が進めるとともに、訪日外国人旅行者への多言語による情報伝達の優れた事例や多言語対応のための ICT 関連技術や製品を全国の地方公共団体や企業と共有する。

（二）国際相互交流の促進

①　外国政府との協力の推進

ア　日中韓三国間の観光交流と協力の強化

日中韓三国間域内外の観光交流の拡大とその協力強化のため、平成 18 年に設置された日中韓観光大臣会合において合意される取組を、日中韓三国が連携協力して着実に実施することにより、日中韓三国域内外の観光交流の一層の拡大を図る。

平成 27 年の第 7 回日中韓観光大臣会合の共同声明に基づき、三国間の人的交流規模を平成 32 年に 3,000 万人にすることを目指し、欧米等からの旅行者を三国に誘致するため、共同プロモーションによる「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」を実施するとともに、各国の生活習慣等の違いに起因するトラブルの対応や、旅行者の安全の確保等、三国が共同して観光交流の質の向上を図る等の取組を推進する。

イ　二国間の観光交流の取組の推進

二国間の交流人口の拡大に向け、二国間の観光交流事業、観光見本市への相互出展等を通じ、二国間の連携協力を強化し、観光交流の拡大に積極的に取り組む。

ウ　国際機関等への協力を通じた国際観光促進

UNWTO、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関及びアジア太平洋経済協

力（APEC）等の国際協力枠組みにおいて行われる活動及び事業への協力を行っていく。特に、平成 27 年の日本の UNWTO 理事国就任を踏まえ、UNWTO との共催による国際会議等を開催し、日本の観光政策を発信すること等により、UNWTO 加盟国・地域の観光促進を図る。

エ　開発途上国等の観光振興に対する協力

開発途上国等に対して、（独）国際協力機構等を通じ、観光振興を行うに当たって必要となる情報提供や提言を行う等の協力を、相手国のニーズ、援助の効果等を勘案しつつ実施していく。

② 我が国と外国との間における地域間交流の促進

ア　日本人の海外旅行の促進

日本人の海外旅行の促進は、国際感覚の向上のみならず、開発途上国の観光開発や、国際相互理解の増進による政府間外交の補完等、高い意義を有している。さらに、諸外国との双方向の交流拡大（ツーウェイツーリズムの推進）を通じて、インバウンドの拡大にも貢献し得る。しかしながら、日本人の海外旅行者数は、1,721 万人程度（平成 23 年から平成 27 年までの平均）で概ね横ばい傾向となっていることから、個人旅行や高付加価値の旅行等、旅行者ニーズの多様化に対応した旅行商品の提供や新たな観光資源の発掘といった環境整備、特に若年層のアウトバウンドの拡大が進まない原因の分析、旅行業団体等と連携した若年層の海外旅行を更に促進する若者割引等のサービスの開発・普及、（一社）日本旅行業協会が平成 29 年２月に関係者の参画の下設立した「アウトバウンド促進協議会」等と連携した促進策の検討及び実行等、官民一体となった取組を引き続き推進する。

イ　姉妹・友好都市提携等の活用

姉妹・友好都市提携等に基づく国際交流は、住民が参加できる機会も多いことから、パブリック・ディプロマシーの一助となるだけでなく、住民自らが地域の魅力を見つめ直す機会を与えてくれるものである。また、文化、スポーツ、観光等の様々な分野における交流事業の契機ともなるものである。

これらを踏まえ、姉妹・友好都市提携等を生かした観光プロモーション等による交流の拡大を支援する。

③ 青少年による国際交流の促進

ア　留学生の増加と活用

日本への質の高い外国人留学生及び海外への日本人留学生の増加は、我が国の高等教育のグローバル化、外国人旅行者の誘致及び国際相互理解の増進に資するものである。また、留学生は日本観光の魅力についての発信力

を有するとともに、日本への外国人留学生はリピーターとしての訪日を期待できる。

このため、質の高い外国人留学生の受入れを 30 万人、我が国から海外への日本人留学生を 12 万人とすることを目指し、外国大学との単位相互認定の拡大、外国人教職員・外国人留学生の受入れの促進、外国人留学生の就職支援等を進めるとともに、日本人学生等の留学・研修への支援等海外経験を増やすための取組を行う。さらに、関係省庁が連携して、外国人留学生の誘致、外国人留学生に関する各情報発信ツールやネットワークを活用した日本観光の魅力の発信等を行う。

イ　訪日教育旅行の促進

青少年の訪日旅行の形態である「訪日教育旅行」と総称される団体旅行は、若年層の交流拡大による国際相互理解の増進、学校における実践的な国際理解教育の推進や地域の活性化にも有益であるとともに、訪日教育旅行により我が国を訪れた青少年は、将来、リピーターとなり得る。

このため、訪日教育旅行者を平成 32 年までに４万人から５割増の早期実現に向け、地域における調整・相談窓口の構築及び地域の観光部局と教育部局の連携の促進のため、地域の観光部局が中心となって訪日教育旅行の受入側と来訪側のマッチングを実施する等のために必要な体制整備を促進し、また、地域の観光部局と教育部局の役割分担を明確化するとともに、共通理解の醸成を図るよう周知徹底する。加えて、訪日教育旅行に対する理解の促進のため、訪日教育旅行の教育的意義についての教育部局・学校に対する理解の促進、海外の学校関係者等を対象としたセミナーの開催、海外のニーズ把握や受入側学校との調整において配慮すべき事項の発信を行う。さらに、海外と地域をつなげる一元的な相談窓口を日本政府観光局に設置する。また、訪日教育旅行を東北をはじめとする地方へ誘致するためのプロモーションを集中的に展開する。

ウ　ワーキング・ホリデーの促進

二国間の取り決めに基づき、各々の国が、相手国の青少年に対して自国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するためのワーキング・ホリデー制度について、人的交流の拡大と青少年の相互理解を促進するとの観点から、既存の導入国 16 カ国・地域以外の諸国との間における新規導入についても随時検討する。

エ　海外の青少年等との交流促進

対日理解促進を目的に、将来を担う青少年等の人材を招へいし、地方訪問や交流事業等を含む取組を推進していく。

４．観光旅行の促進のための環境の整備

（一）観光旅行の容易化及び円滑化

①　休暇の取得の促進及び観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和

ア　休暇を取得しやすい職場環境の整備

10 月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィーク等の連続休暇を取得しやすい時季に年次有給休暇取得の集中的な広報を実施するとともに、地域において、関係労使、地方公共団体、NPO 等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成する。

また、５日間の年次有給休暇付与を使用者に義務付ける労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）改正案成立後、法の施行・周知を図る。

こうした取組により、平成 32 年までに年次有給休暇の取得率を 70%に向上させることを通じて、休暇の利用による観光の促進を図る。

イ　家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化

教育委員会に対して、分散化等の学校休業日の柔軟な設定における工夫事例を周知するとともに、経済界と連携し、子どもの休みに合わせて年次有給休暇取得３日増を目指す。また、休暇取得の分散化のため産業界に対し奨励を行うとともに、経済的インセンティブ付与の仕組みの導入を目指す。さらに、国家公務員についても、学校休業日に合わせた年次休暇取得を促進する。

②　旅行業務に関する取引の公正の維持等

旅行業法に基づき、旅行取引に係る規制の遵守状況に関する検査を適時適切に実施することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。

特に貸切バスツアーについては、平成 28 年１月に発生した軽井沢スキーツアーバス事故を踏まえ、貸切バスについて上限運賃、下限運賃の確認の徹底や旅行業関係団体とバス関係団体により設置された「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の仕組みの活用により、旅行における安全確保を図る。

③　観光の意義に対する国民の理解の増進

ア　国民全体の理解の増進

国民の観光に関する意義、マナーの普及や観光資源の保全等を図るため、観光関係団体と協力しながら、広く国民に対し積極的に広報活動を行い、国民全体の理解の増進を図るとともに、国民的な運動を支援する。

また、観光の発展に係る取組について、特定の観光事業の枠を越えて地域の観光振興、経済発展等に寄与した団体や個人を表彰することにより、こうした取組を広く PR し、国民の認識を深めて普及推進を図る。

さらに、観光・旅に関する教育を充実させ、学校における地域固有の文化、歴史、観光による交流の意義や経済的な効果等に関する学習を進めることにより、次世代を担う子どもたちに対し、観光に対する興味及び観光の意義に対する理解を早い段階から促す。

イ　団塊の世代や若者の旅行の促進

旅行に関する展示会等の場を通して、団塊の世代や若者の旅行を促進する。また、若者の旅行を推進するため、興味・関心を喚起する旅行商品の造成を推進する。

④　旅行のサービス内容に応じた価格設定

日本人が国内観光旅行に出かけない理由として所得的制約が挙げられ、特に、家族層は金銭的余裕がないことを多く挙げている。また、外国人においても、旅行先としての日本に対するイメージとして、旅行費用が高いことが挙げられる場合が多い。一方、旅行者の価値観が多様化する中で、良質なサービスや高付加価値の商品等に対するニーズも高い。

これらを踏まえ、公共交通や宿泊について、新たな需要の掘り起こしをするため、サービスの簡素化・効率化や費用の高さにこだわらない付加価値の提供等、旅行者の多様なニーズに応じた取組を検討・促進する。

（二）観光旅行者に対する接遇の向上

①　接遇に関する教育の機会の提供

通訳ガイドの質・量の充実【施策３．（一）④ウ　再掲】

②　旅行に関連する施設の整備

観光地域における案内表示の整備等情報提供の充実【施策１．(一)②ク　再掲】

③　我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発

ア　クールジャパンの海外展開【施策３．（一）①キ　再掲】

イ　日本文化に関する情報の総合発信【施策３．（一）①ク　再掲】

ウ　日本食・日本食材等の海外への情報発信【施策３．（一）①ケ　再掲】

エ　産業観光の推進【施策１.（二）⑥ケ　再掲】

オ　地域ブランドの振興

各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援するとともに、地域ブランドの振興を図る。また、市町村が旗振り役となり、地域資源の活用や農商工等連携による、訪日外国人旅行者向けの新商品・新サービスの開発（「ふるさと名物」の開発）を推進し、開発された「ふるさと名物」の応援を市町村が宣言する「ふるさと名物応援宣言」を促進する。（平成 32 年までに 1,000 件を実施。）

我が国に存在する、長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壌等の生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った地域食品・農林水産物の名称を知的財産として保護する制度、地理的表示（GI）保護制度への登録支援のため、相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等を行うことにより、GI を活用したブランド化を図る。また、商標、地域団体商標等の知的財産制度を用いた保護・活用について専門家が指導・助言等を行う。

（三）観光旅行者の利便の増進

①　高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備

ア　公共施設等のバリアフリー化等

観光振興の観点から、公共施設等のバリアフリー化を推進し、観光旅行者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることは重要であり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）等を踏まえ、関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、以下のとおり、バリアフリー法第３条第１項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針等に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。

旅客施設においては、地域の実情に鑑み、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえてバリアフリー化を推進する。その際には、原則として 1 日当たりの平均的な利用者数が 3,000 人以上である旅客施設のバリアフリー化を優先的に行う。

車両等においては、鉄道車両及び軌道車両の約 70%についてバリアフリー化を行い、バス車両（適用除外認定車両を除く）について約 70%をノンステップバスに、適用除外認定車両について約 25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとし、タクシー車両については、全国で約 28,000 台の福祉タクシーを導入し、東京 23 区においては、UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの拡大を図るとともに、旅客船の約 50%、航空機の 100%につい

てバリアフリー化を行う。

道路においては、全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路について、市区町村のバリアフリー化の状況を公表するとともに、地方公共団体の積極的な取組を支援する。特に、駅前広場等の歩行空間のバリアフリー化を重点的に支援する。また、交通結節点整備に併せて、駅等における連続的な上屋等の利用しやすい道路空間の整備を推進する。さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のアクセシブルルートを含む競技会場や観光施設と周辺の駅を結ぶ道路については、国・都・区等による検討会を設置し、重点整備区間を決定するとともに、連続的・面的なバリアフリー化を推進する。

都市公園においては、車いす使用者も利用できるよう、園路及び広場の約 60%、駐車場の約 60%、トイレの約 45%についてバリアフリー化を行う。

路外駐車場においては、特定路外駐車場の約 70%についてバリアフリー化を行う。

建築物においては、床面積 2,000 ㎡以上のホテル、病院、劇場、観覧場等の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の総ストックの約 60%についてバリアフリー化を行う。

河川においても、水辺にアプローチしやすいスロープ、手摺り、緩傾斜堤防の整備等のバリアフリー化を推進する。

また、誰もが気兼ねなく参加できる旅行（ユニバーサルツーリズム）の普及、定着を目指し、観光地における受入体制の強化、ユニバーサルツーリズムに取り組む旅行業者の拡大、消費者への認知度向上に向けた情報発信を行うことにより、特別な旅行から一般的な旅行へと意識の転換を促す。

イ　2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたユニバーサルデザインの推進

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザインの街づくりや「心のバリアフリー」を、各地の観光地や交通機関を含め全国に展開し、国内外の障害者による我が国での旅行に対する潜在需要を取り込み、消費を活性化する。このため、障害者団体等との議論を重ねて策定した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」の一連の施策を実行する。これらの施策については、毎年度、障害当事者が参画する会議で実施状況を確認し、翌年度の取組にその意見を反映させることで、実効性を担保する。

同大会に向けた首都圏空港から競技会場等に至る世界水準での重点的なバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー基準やガイドラインの改正等を通じた全国のバリアフリー水準底上げや面的なユニバーサルデザインの街づくりを推進する。

学校、企業、地域等様々な側面から、幅広く国民に「心のバリアフリー」を広めるための取組を展開する。特に、観光・交通分野の事業者による統一的な接遇対応のガイドライン等を策定するとともに、学校・企業における「心のバリアフリー」教育を実施する。

また、同大会を契機として、訪日外国人旅行者等への道案内や、障害者・高齢者等へのサポートを行いたい人々等が、全国で統一のマークを着用し、サポートの輪を広げていく仕組みを創設する。

ウ　地域公共交通の活性化・再生【施策１．（三）④イ　再掲】

エ　バスの利便性向上

バスの位置情報や遅延情報を提供するバスロケーションシステムについて、今後も普及促進を図るとともに、乗継案内、運行情報が入手しやすくなるバス総合情報システムの高度化を進めること等により、バスの利便性の向上を図る。

オ　道路交通の円滑化

道路ネットワークの整備やボトルネック解消策等の交通容量拡大策に加えて、国、地方、民間等が連携した協議会等を活用し、路肩を活用した駐車待ち車両の本線交通からの分離や、観光地周辺の空き駐車場の予約による観光交通の分散等、ビッグデータを活用しながら既存の道路や駐車場の容量・空間を賢く使う取組を推進するとともに、地域や公共交通との連携による車利用者の交通行動の変更を促す交通需要マネジメント施策の実施や、カーナビゲーションに道路交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報通信システム(VICS)の情報提供エリアの拡大及び情報内容・精度の改善・充実、ETC2.0 サービスの渋滞回避支援等の機能の活用等により、道路交通の円滑化を図ることで、観光旅行者の来訪の促進や利便性の向上を図る。

観光旅行者が多く通行する道路等において、季節や時間による交通流の変動に的確に対応するため、信号機等の交通安全施設等の整備を推進するとともに、プローブ情報を活用した交通管制システムの高度化、プロファイル信号制御方式による信号制御の改良等を推進することにより、交通渋滞を緩和し、交通アクセスの改善を図る。

カ　自転車利用環境の整備

外国人サイクリストにも通行ルールをわかりやすく伝えるため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車ピクトグラムや矢羽根型路面表示の標準仕様を用いた自転車通行空間の整備等を推進し、安全で快適な自転車利用環境を創出する。さらに、関係機関との連携による

自転車を活用した地域の観光振興に資する情報発信に取り組む等、観光の振興を支援する。

キ　身体障害者等の運賃等の割引等

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた利用者に対し、鉄道等各公共交通機関において運賃割引を実施しており、引き続き理解と協力を求めていくとともに、国営公園及び国立の文化施設において入園料等の減免措置を引き続き実施していく。

ク　公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進

公共交通機関については、「公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン」等に基づいて空港、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルや車船内における案内表示を充実させるとともに、鉄道駅におけるナンバリングの導入を促し、大都市バス路線における、アルファベット・数字表記等のナンバリングを実施する。

また、平成 32 年までに、全国公共交通機関を網羅した経路検索（外国語対応を含む）の可能化を図る。

ケ　新幹線等を活用した訪日外国人旅行者の国内移動等の活性化

訪日外国人旅行者の国内移動の活性化のため、訪日外国人旅行者が、鉄道を利用し国内を広く周遊できるよう、企画乗車券の造成・販売の促進を図るとともに、これまで訪日外国人旅行者が出発前に海外の限られた旅行代理店でしか購入できなかった「ジャパン・レールパス」の日本到着後の購入を可能にするため、各旅客鉄道会社において実証実験を行い、その結果を踏まえて、本格導入に向けて取り組む。さらには、新幹線の海外インターネット予約の可能化を図る。

コ　観光地へのアクセスの利便性向上及び訪日外国人旅行者の公共交通機関利用等の活性化

観光地へのアクセス利便性を向上させるため、地域ごとに観光地周辺での交通や既存の共通乗車船券等の現状と、観光旅行者の行動の整合性とを総点検した上で、観光旅行者のニーズに合った観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図る。

訪日外国人旅行者の国内移動等の活性化のため、高速バス等主要な公共交通機関の海外インターネット予約可能化を図るとともに、主として訪日外国人旅行者を対象とした、高速バス情報が外国語で入手できるバス会社及び外国語で予約等可能な高速バスサイトへのリンク集を構築する。

また、増加する訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バ

スの臨時営業区域の特例措置について、本制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行い、制度の恒久化について検討を行う。

サ　わかりやすい道案内等訪日外国人旅行者への対応

高速道路を路線番号で案内する高速道路ナンバリング、道路案内標識の英語表記の改善・充実、道路案内標識と観光案内ガイドブックやパンフレット等の連携、交差点名標識への観光地名称表示、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路案内標識の改善、国土地理院作成の英語版地図との英語表記の整合等により、訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を実現する。

また、特に北海道において、訪日外国人旅行者のドライブにおける安全・安心を高める情報発信の充実、海外へのドライブ観光の魅力発信等により、訪日外国人旅行者のドライブ観光の拡大を図る。

シ　消費者のニーズに応じた旅行環境の整備

旅行に行きたくても妨げとなる様々な課題が世代ごとに存在するが、今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握した上で、旅行に出かけやすい環境を整える。また、訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制を整備する。

② 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供

ア　インターネットの活用

観光案内や PR に利用される地図の殆どが国の機関や地方公共団体が作成した地図をベースにしていることから、当該ベースとなる英語表記された地図を国が一元的にウェブ配信し、地元が地域情報を併せて発信できる環境を用意することにより、観光に関する情報発信を支援する。

また、文化遺産情報を総覧するポータルサイト「文化遺産オンライン」の整備及び運用、「文化遺産オンライン」整備のための調査研究、普及啓発活動を実施することにより、国民の貴重な財産である有形・無形の文化遺産の積極的な公開・活用を進める。

イ　交通系 IC カード・共通乗車船券の利便性の向上等【施策３.（一）②イ再掲】

（四）観光旅行の安全の確保

① 国内外の観光地域における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供

ア　防災情報の提供

台風や高潮、地震・津波、火山の情報等、提供する気象情報の高度化やそ

の充実を推進するとともに、気象庁が発表する気象情報を、特に訪日外国人旅行者へ気象庁や民間事業者等が持つウェブサイトやアプリ等を通じて提供し、旅行先で自然災害に遭遇した場合の適時・的確な対応を取れるようにするため、気象庁ホームページによる気象情報の提供を充実させるとともに、民間事業者等による気象情報の利活用の拡大を図る。

また、水災害時の円滑かつ迅速な避難を可能とするため、市町村による多言語の水害ハザードマップの作成や、市街地における洪水時の想定浸水深等の標識整備が促進されるよう、市町村に対し技術的支援等を行う。観光旅行者に対しても、避難に必要な情報をいち早く入手することで、主体的な避難につながるよう、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報の配信や、水位情報、ライブカメラ画像等の河川情報をリアルタイムで配信する等、きめ細やかな情報提供を行う。

さらに、火山の多くは観光資源である一方、災害をもたらすおそれがあることから、観光旅行者の安全確保等を図るため、火山活動の監視及び噴火警報等の提供を充実するとともに、国・地方公共団体・火山専門家等から構成される火山防災協議会における共同検討を通じて、噴火時等にとるべき避難等の防災対応を踏まえて火山活動の状況を５段階に区分した「噴火警戒レベル」の導入を平成 32 年度末までを目途に全ての常時観測火山（硫黄島を除く）を対象に進め、避難計画や火山防災マップの策定を推進する。また噴火時の災害をできる限り軽減するための火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定、異常な土砂の動き等を監視・情報伝達するために必要な機器の設置等を推進する。

イ　避難体制の強化

観光旅行者に対し、災害危険箇所及び避難場所・避難路等について周知する必要があるため、地方公共団体に要請して、事前に避難路及び避難計画を定めるとともに、避難場所等の安全性についての点検、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等による観光旅行者等への迅速かつ確実な情報伝達及び十分余裕をもった避難の勧告・指示等避難誘導体制全般の整備促進を図る。

また、災害時における道路利用者の利便の向上及び安全で円滑な道路交通の確保を目指し、通行止め情報等の集約を強化するとともに、道路情報板や携帯端末等による道路の被災情報の提供を推進する。

さらに、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が提供する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報を加え、その提供を推進する。

ウ　訪日外国人旅行者等の災害被害軽減

災害の発生時には、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、大使館等への安否連絡、交通施設等の復旧状況等、被災者等に役立つ情報を、外国人等災害時要援護者への伝達に配慮しつつ提供するよう努める。

また、訪日外国人旅行者等を対象に、日本政府観光局のグローバルサイトにて主要な災害の発生情報や空港、鉄道、高速道路等の状況、災害に遭った際の対応方法等の情報発信を行うとともに、日本政府観光局が運営するツーリスト・インフォメーションセンターにて多言語での電話問合せ対応を行う。

さらに、地方公共団体が地域防災計画や対応マニュアル等に訪日外国人旅行者への対応を記載する際の指針として作成した手引きや、観光・宿泊施設が災害時の外国人対応マニュアルを策定する際に参考とするガイドラインの周知徹底を促進する。

加えて、訪日外国人旅行者向けに緊急地震速報等を通知するアプリ「Safety tips」の普及促進を図るとともに、そのための機能向上を行っていく。

エ　2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた熱中症等関連情報の発信

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は７月から９月の暑さが厳しい期間に開催され、世界各国から我が国の夏の暑さに慣れていない多くの外国人旅行者等が訪れることが見込まれる。このため、熱中症の説明や予防法等の発信すべき情報の内容と提供手段のあり方について検討を進め、訪日外国人旅行者等に対して熱中症等関連情報を順次発信する。

② 観光旅行における事故の発生の防止

ア　公共交通機関の安全対策の推進

鉄道・自動車交通・海上交通・航空の公共交通機関等について、ハード面においては保安設備の整備、技術開発等の措置、ソフト面においては、事故を防止するため、公共交通事業者等への運輸安全マネジメント評価及び保安監査の実施等の措置を講じ、引き続き旅行者の安全な輸送の確保を図る。

また、平成 28 年１月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえてとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」について、対策に盛り込まれた各種措置を着実に実施することにより、貸切バスの安全・安心な運行の確保を図る。

平成 28 年８月に発生した視覚障害者の方の転落死亡事故を受け、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置し、同年末にハード・ソフト含めた総合的な転落防止対策をとりまとめた。同とりまとめを踏まえ、駅ホームの更なる安全性向上に向けた取組を推進する。

イ　道路交通の安全対策等の推進

行楽地を中心に必要に応じた交通規制、交通整理及び交通指導取締りの強化に努める。また、行楽期には、事前広報や臨時交通規制を実施するとともに、交通量の変動に対応した信号制御を行うほか、交通渋滞情報等の提供により迂回を促す等して、行楽車両の適切な配分誘導に努める。

一般道路において交通安全施設等の整備を推進し、このうち行楽地の生活道路において歩道の整備等による安心して移動できる歩行空間ネットワークの整備、速度抑制及び通過交通の進入抑制を図るハンプや狭さく等の設置、最高速度 30㎞/h の区域規制と路側帯の設置・拡幅、車道中央線の抹消等を行う「ゾーン 30」等を推進するとともに、幹線道路においては重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」に取り組む。

高速道路等においても、交通安全施設の整備等事故防止に向けた交通安全対策を推進するとともに、付加車線の整備等による渋滞対策、道路交通情報の提供等利用者サービスの向上を推進する。

外国人レンタカー利用者の増加を踏まえ、レンタカーのビッグデータを活用して外国人特有の危険箇所を把握し、適切な情報提供や案内の実施等の安全対策を推進する。

ウ　宿泊施設の防火安全対策の推進

防火対象物定期点検報告制度及び旅館・ホテル等を対象とした「適マーク制度」について、防火セイフティマーク（防火基準点検済証、防火優良認定証）や適マークの活用も含め、利用者である国民及び事業者である旅館・ホテル等の管理権原者に対する積極的な周知・広報を行うとともに、重大な違反のある防火対象物については、早期是正を促進するほか、違反内容を公表する「違反対象物の公表制度」により利用者への情報提供を促進する。

さらに、旅館、ホテル等については、防災査察を実施し、既存不適格建築物に対する改善指導の促進に努めるとともに、一定規模以上の旅館、ホテル等に対しては建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき定期的に維持保全の状況報告の徹底や、必要な改善指導の実施に向けた取組を推進し、防火・避難上の安全の確保を図る。

エ　海外における事故・事件への対応と安全対策

海外で日本人が安全に楽しく旅行できるよう、関係省庁が連携をしながら、旅行業者やホームページ等を通じ海外における危機や安全対策に関する知識の増進を図るとともに、事故・事件への対応及び安全対策に取り組む。

オ　テロ対策及び犯罪対策の推進

「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成 25 年 12 月 10 日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定）等に基づき、各種テロ対策及び犯罪対策を推進することにより、テロや犯罪による被害の発生を未然に防止する。

カ　日本の良好な治安等を体感できる環境整備

訪日外国人旅行者等が我が国の良好な治安等を体感できるよう、以下のとおり、日本語を解さない外国人からの急訴・相談等に迅速・的確に対応するための体制・環境の整備を推進する。

・訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションの円滑化のため、交番等におけるコミュニケーションを支援するための資料・資機材の活用、観光地等の外国人対応の機会が多い警察署、交番等への外国語による対応が可能な警察職員の配置等に努める。

・遺失届・拾得物の受理等の各種手続に係る外国語による対応の推進、防犯・防災等に資する情報の外国語による提供、警察庁・都道府県警察のウェブサイトへの我が国の警察制度・警察活動に関する情報の外国語による掲載等に努める。

・日本語以外での 110 番・119 番通報に対して迅速・的確に対応するため、通信指令室と通訳を交えて三者で通話を行う三者通話システムの活用を推進・促進する。

・訪日外国人旅行者が急な病気やケガをした際に、救急車の利用方法がわからずに重症化することを未然に防ぐため、「外国人向け救急車利用ガイド」等を利用して、訪日外国人旅行者が、日本を旅行する際に不安を感じさせないよう、救急車の利用方法や応急手当等の啓発を推進する。

・救急隊が外国人傷病者を対応する際、円滑なコミュニケーションと救急活動ができるよう、多言語音声翻訳システム等の活用を消防本部に促していく。

（五）新たな観光旅行の分野の開拓

①　テーマ別観光を核に据えた持続可能な観光地域の形成【施策１.（二）①　再掲】

②　その他の新たな観光需要の開拓

ア　団塊の世代や若者の旅行の促進【施策４.（一）③イ　再掲】

イ　長期滞在型観光の推進

長期滞在型観光は、国内旅行需要拡大や地域経済の活性化の起爆剤として期待され、東日本大震災からの復興と我が国の経済社会の再生を進める

上でもその推進は重要である。

このため、国においては、長期滞在型観光に係る需要の掘り起こしに努めるとともに、地域による継続的な長期滞在型観光地域づくりを促進する。

ウ　旅客航路の観光利用促進

海上の景観を楽しむ等の魅力を生かしたフェリー、離島航路、遊覧船や日本のおもてなしの心と美しい島々を船旅でゆったりと満喫するという新しいコンセプトのラグジュアリークルーズ等が観光資源として観光旅行者に幅広く利用されるよう、国、関係業界、各寄港地が連携・協力して、戦略的な情報発信を行う。また、「船旅活性化モデル地区」の活用により瀬戸内海や南西諸島等新たな国内クルーズ周遊ルートの開拓を支援する等、訪日外国人旅行者を含む観光旅行者が利用しやすい環境整備を促進する。

また、河川においては、まちづくりと一体となった「かわまちづくり」の取組支援等による船着場周辺の水辺整備を行うとともに、舟運事業者等による既存船着場の利用を推進することで、観光資源となる舟運の活性化を図る。

エ　医療と連携した観光の推進

医療と連携した観光について、自然、温泉や身体に優しい料理等の健康に資する地域の観光資源を生かした着地型旅行商品の造成を支援することにより、観光地域づくりを推進するとともに、海外における認知度の向上を進める。

（六）観光地域における環境及び良好な景観の保全

①　観光地域における環境の保全

ア　エコツーリズムの推進【施策１.（二）⑥タ　再掲】

イ　国立・国定公園の保護と利用の推進

国立・国定公園の保護及び適正な利用を図るため、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく公園区域や公園計画の概ね５年おきの定期的な見直し、良好な風致及び景観が損なわれないよう必要な保護規制を行う。

また、我が国の優れた自然景観を生かした自然とのふれあいの推進を図るため、自然公園指導員やパークボランティアによる利用者指導や自然解説の充実を図る。

三陸復興国立公園の創設を核とした「グリーン復興プロジェクト」として、公園利用施設の整備、みちのく潮風トレイルの設定、エコツーリズムの推進等に取り組むことにより、東日本大震災からの復興と観光振興を図る。

ウ　世界自然遺産地域の適正な保全管理

知床、屋久島、白神山地及び小笠原諸島については、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、引き続き保全管理の充実を図る。世界遺産については、適切な保全管理により、世界遺産としての価値を維持することで、観光資源としての持続可能な活用に寄与する。さらに、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、早期かつ確実な世界遺産登録を目指し、関係機関と連携して必要な取組を進める。

エ　次世代環境対応車の普及促進による観光地域の環境の保全及びその魅力の向上

観光地域等で使用される自動車については、個人が観光地を回遊する際の手段として超小型モビリティを、営業用自動車として燃料電池自動車・電気自動車を導入する等、環境性能に優れた自動車を導入する際に支援を行うことにより、次世代環境対応車の普及を促進し、観光地域の魅力を高める。

オ　自然と調和した港湾・河川環境の保全・創出

港湾において、今後とも親水性を高めるとともに良好な環境・景観を創造するため、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用し干潟・藻場等を再生・創出する。

また、汚濁が著しい河川の水質改善、多自然川づくりの推進等により、良好な河川空間を保全・創出する。

②　観光地域における良好な景観の保全（良好な景観形成・歴史まちづくりの推進）【施策１．（二）⑤　再掲】

（七）観光に関する統計の整備（観光に関する統計の整備・利活用の推進）

平成 30 年から地域分析に有用な都道府県別の入込客数・消費額に関する統計調査を実施する。多様化する宿泊旅行について、その実態を把握するための方策について検討する。各種観光統計について、地方公共団体や観光関連産業等へ具体的・実践的な分析・活用方法を示す等、施策立案への利活用を推進する。

第４　観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

１．多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化

観光先進国の実現のため、

国は、観光が我が国の経済成長を牽引し、地域経済に活力を与えるという成長戦略の柱、「地方創生」への切り札としての役割を果たすよう、地方公共団体、旅行・宿泊・交通・小売り・飲食・レジャー等従来からの観光関係団体・事業者に加え、IT・保険・金融等観光分野で新たなビジネスを創出する多様な事業者を含めた経済界、マスコミ等幅広い関係者と連携し、オールジャパンの取組で観光立国を実現するべくリーダーシップを発揮するものとする。

具体的には、「観光立国推進閣僚会議」の下、関係省庁が連携して、戦略的に必要な施策を策定し、スピード感を持って実施されるよう工程管理を行う。この際、観光庁が主導的な役割を果たすものとする。また、観光は、地方公共団体や民間が中心的な役割を果たすことが基本であるが、国は、今後の発展が見込める成長の芽を戦略的に取り込む分野について、先導的な役割を果たすとともに、シンクタンク的な役割を果たすべく、統計の整備・利活用の推進、諸外国の動向把握、国内外の先進事例の収集を行い、幅広い知見に基づき、地方運輸局をはじめとする関係する国の地方支分部局から地域の行政・民間事業者の取組に対して助言を行う。さらに、国は、各地域における観光ビジョンに掲載された施策の具体的な取組の推進を図るべく、関係する国の地方支分部局等をメンバーとする「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を各地方ブロックに設置し、地域ごとに異なる課題の解決及び地域の特色を生かした観光振興のための環境を整備する。地方公共団体や民間の先進的な取組については、これを支援し、ひいては国全体のレベルが向上することを狙う。

地方公共団体は、国内外の多様なニーズに応えることができる豊富な観光資源を有していることを再認識し、国内外からの観光旅行者を歓迎するまちづくりに努める。そのため、地域内の多様な関係者（観光産業、農林水産業、商工業、行政、NPO 等）と連携しながら、ネットワークづくりの先頭に立つ。それに際しては、他地域の先進的事例を参考としつつ、地域間で互いに切磋琢磨しながら地域の特性に合った手法を創り出し、各地域の魅力を更に高めていく。また、施策の効果的な実施を図るため、広域的な連携協力や地域間

の連携協力を一層推進するよう努める。

住民は、観光立国の実現が、観光交流の拡大により精神活動を含めて生活の質の充実に貢献すること、我が国の歴史的・文化的価値を再認識するプロセスであり、日本の魅力の再活性化にもつながることを認識し、訪日外国人旅行者とふれあうことを日常のこととして考える意識を持つとともに、異文化の理解に努め、国内外の観光旅行者を「おもてなしの心」を持って迎えるよう努める。また、地域の文化・伝統の継承に協力するとともに、旅行者が快適かつ安全に観光を満喫することができるまちづくりや景観づくりへ主体的に参画するよう努める。

観光関係事業者は、訪日外国人旅行者の増加に伴いIT・保険・金融・農林水産・伝統工芸等、多種多様な分野で新たなビジネスが生まれていることを踏まえ、これらの事業者と連携し、魅力ある商品の提供やサービスの質の向上を図ることにより、観光旅行者の関心を呼び込む。また、多様な関係者と連携しながら、観光地域づくりに参画し、客観的なデータに基づくマネジメントを行うことにより、観光地域づくりの自律的な進展を促しつつ地域の雇用・経済を支えていく。そして、持続的な観光の発展のため、住民の福祉に配慮しつつ、満足度の高い魅力ある観光地域の形成に努める。

観光旅行者は、訪れる国又は地域の固有の文化・歴史等に対する理解を深め、そこでのマナーを守り、観光資源、観光地域等の魅力を損ねることのないよう保ち、将来にわたって多くの人々が観光旅行を楽しめるよう努める。

２．政府が一体となった施策の推進

「１．多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化」において述べたように、観光立国の実現のためには、幅広い分野にわたる取組が必要である。

このため、「観光立国推進閣僚会議」の場を活用するほか、関係省庁、日本政府観光局等の政府関係機関は緊密な連携・協働を図り、さらに、地方公共団体、（公社）日本観光振興協会等の観光関係団体、観光関係事業者、経済界、マスコミ等とも一体となって、この基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。

３．施策の推進状況の点検と計画の見直し

この基本計画は、観光立国推進基本法において示された基本理念と施策の方向性に従い、平成 32 年度までを念頭に策定したものであるが、我が国内外の社会経済情勢は刻一刻と変化しており、今後、観光をめぐる諸情勢も大きく変わることが十分考えられる。

このため、この基本計画についても、必要に応じ有識者の助言を受けつつ、毎年度当初に、目標の達成状況、施策の推進状況に関する点検を行うとともに、施策の効果に関する評価を行う。観光庁は、関係省庁に対し、当該点検・評価の結果について翌年の施策に反映させるよう、働きかけを行う。

４．地域単位の計画の策定

各地域において、観光振興についての基本的な方針や目標等を定めた、行政区域を越えた広域的なものを含む様々なレベルの地域単位の計画が策定されている。観光立国の実現のためには、本基本計画や観光をめぐる情勢の変化等を踏まえ、必要な計画の策定や見直しを行うことが望まれる。

この地域単位の計画については、地方運輸局をはじめとする関係する国の地方支分部局は、「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」等を活用し、積極的に支援・協力を行うものとする。

５．おわりに

「世界が訪れたくなる日本」を目指し、更に高いレベルの観光先進国の実現に向け、この基本計画を政府一丸、官民一体となって着実に実施していく。